

平成 27 年 9 月 17 日

神戸森田塾

マイナンバー制度セミナー第 2 部

マイナンバー制度の裏を読む

～マイナンバー制度導入で国が考える将来構想～

講 師：森田 茂伸（税理士・CFP）

税理士法人 森田事務所 代表

(株)東京ファイナンシャルプランナーズ神戸 代表取締役

E-mail : main@moritaoffice.com

<神戸本社> 神戸市中央区加納町 4 丁目 4 番 1 7 号 ニッセイ三宮ビル 6 F

TEL : 078-393-2887 FAX : 078-393-2889

<加古川支社> 高砂市神爪 1 丁目 5 番 2 4 号 寺本ビル 2 F

<長崎支社> 長崎市中町 5-30 エルドラビル 5 F

<熊本支社> 熊本市中央区辛島町 6-7 辛島第一ビル 5 F

<福岡支社> 福岡市博多区博多駅中央街 5-14 福さ屋ビル 6 F

<上海支社> 中国上海市静安区延平路 121 号 三和大厦 12C2

たった20分で分かる！ マイナンバーのイロハ

2016年1月から始まる社会保障・税番号（マイナンバー）制度。今後、会社の年末調整や株取引などさまざまな場面で必要になる。今のうちに制度の概要を頭に入れておこう。

10月に届くあなたの「背番号」 番号制度は今後浸透する

いよいよ10月から、住民票を持つ全全員に12ケタの番号の通知が始まる。いったい何が始まるのか不安に思う人もいるだろう。そこで導入の流れと制度の概要を分かりやすく整理した。

今日、市役所から書留が送られてきたわよ。何か重要なお知らせかしら！

10月以降、家族からそう話し掛けられ、テーブルにある封筒を開けて初めて、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の開始を知る人は多いだろう。

制度のスタートは2016年1月からだが、個人に割り当てられる番号の通知は、今年10月から始まるのだ。

制度を知らずに、紙の「通知カード」を誤ってゴミ箱に入れてしまつてはいけないよう、まずは導入

までの大まかな流れを確認しておこう。

まず、横長の長方形の封筒に入った通知カードは、簡易書留で郵便局員が玄関口まで届けに来る。

受け取りにはサインや印鑑が必要のため、不在で受け取れなかった場合は、忘れずに再配達の手続きをしよう。

通知カードの配達を担う日本郵便によると、全国約5200万世帯のほぼ全てに、簡易書留で郵便物を配るようなことは「前例がない」という。ポストに投函する選挙の投票所

入場券でさえ、数パーセントが宛先不明などで返送される状況で、サインを求めて再配達する現場の負担は大きい。同社は監督する総務省と人権体制などについて、調整を目下進めている。

左ページ図にあるように、郵便局員が必死の思いで配達した封筒の中には、自分や家族の番号がそれぞれ記載された通知カードのほか、制度の内容を知らせるA4判の紙、返信用封筒などが同封してある。

通知カードは、紙の上部を切り取って使う形になっており、紫色の線で囲った下部は新たに発行する「個人番号カード」の交付を申請するときに必要だ。

番号カードとは、マイナンバーが記載された写真付きのプラスチック製カードで、公的な身分証明書になる。発行手数料は無料なので、希望する人は返信用封筒で申



なるほど!!

し込めばいい。紙の通知カードにあるQRコードを読み取れば、スマートフォンなどで番号カードの交付を、電子申請することも可能だ。

番号カードに使用する顔写真は、不鮮明なものや、髪で顔が一部隠れているようなものは、はじかれる仕組みになっている。特に、スマホ内にある画像を登録する場合は、証明書に使うような正面を向いた鮮明な写真を、あらかじめ撮っておこう。

番号カードの交付申請をすると、来年1月以降、住んでいる市区町村から、交付窓口を知らせる1通のハガキが届く。そのハガキと事前に郵送された通知カード、運転免許証などの身分証明書の3点を持って、窓口に行けば受け取りができる。

気を付けたいのは、番号カードを受け取る時に、紙の通知カード

ドを窓口に戻納する必要があることだ。その意味でも、通知カードはなくさないように、大切に保管しておこう。

制度導入当初は アメよりも ムチが目立つ

ここまでの説明を読んで、マイナンバーといっても自分にはあまり関係がない制度だと思つた人は、認識を改めた方がいい。

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）や、住基カードを思い浮かべた人もいるだろうが、全く別物だ。

住基ネットで、個人に割り振られている11ケタの番号（住民票コード）は、基本的に市区町村が業務の効率化を図るために利用しているものだ。そのため、個人が窓口で番号を聞かれるような場面はこれまでなかった。

一方で、マイナンバーは就職するときや退職するとき、会社の年末調整、確定申告、児童扶養手当の支給、厚生年金の受給開始申請

など、仕事や暮らしのさまざまな場面で、「あなたの個人番号を記載してください」と、外部から提供を求められることになる。つまり、国民全員が何らかの形で番号制度に関わらざるを得なくなるのだ。

番号の記載を求められて、「知りません」では恥をかいただけでなく、手続きがより面倒になるなど、困るのは自分自身だ。

そんなことにならないように、番号制度の概要をしっかりと理解する必要がある。

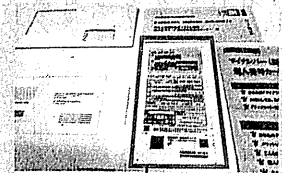
まず、個人番号は法律で利用範囲が限定されている。

約5200万世帯に通知

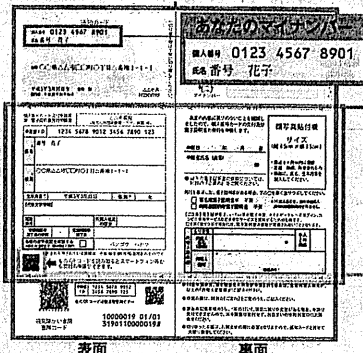
マイナンバーの大まかな流れ

1 通知カードの到着

2015年10月から各世帯に通知



通知カード(案)



表面 裏面

2 カードの申請

個人番号カードの交付申請をする場合(無料)



返信用封筒で申請

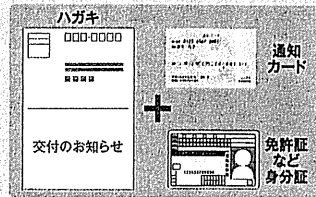
通知カードの用紙を切り取り、顔写真を貼って郵送



スマホでQRコードを読み込み、アプリをダウンロード、アプリ上で顔写真を登録するなどし、電子申請

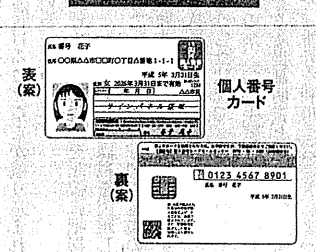
3 カードの受け取り

2016年1月以降、市区町村から交付窓口を知らせるハガキが届く



の3点を持って市区町村の窓口へ

受け取り完了



個人番号カード



書留です。
サインをお願いします!

書留?

「国民総背番号制」へ

マイナンバー制度導入の概要と経緯



年金などの「社会保障」、所得税・住民税の申告など「税金」、被災者支援など「災害」の3分野。現時点では、民間利用を含めて、3分野以外では利用はできないことになっている。

番号法案は、民主党政権時代に検討が進んだが、当初は社会保障と税の2分野に限っていた。その後、11年の東日本大震災を受けて、被災者への円滑な支援金の給付などを目的に、災害分野も加えられた経緯がある。

過去に、宙に浮いた5000万件の年金記録問題や、生活保護費の不正受給が社会問題になったときでも、マイナンバーの議論は遅々として進まなかったが、震災が大きな転機になり、制度導入の機運が一気に高まった。

国にとっては、1968年の第2次佐藤内閣で、全国民に個人番号を割り振る「各省庁統一コード研究連絡会議」で、検討が始まってから40年以上もかかって、ようやく導入に至った悲願の制度でもある。

ただ、制度導入時点では、国や自治体の業務効率化だけが前面に出て、個人や企業のメリットがよく見えず、負担感がかりが目立っている。

さらに現在、参議院の内閣委員

制度浸透のカギ握る番号カード

マイナンバー制度と公的個人認証の相違点

マイナンバー（社会保障・税番号）制度

主な利用者 行政

- 年金などの社会保障や税金の納付状況などで、主に行政が業務効率化で利用

個人番号カードを使った公的個人認証

●個人番号カードのICチップに搭載された「電子証明書」機能を使って、本人認証する仕組み

●電子証明書機能で
マイナンバーは使わない

●電子証明書は、基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を記録し、文書を伴う電子申請に使う「署名用」と、4情報を記録せず電子的な暗号と鍵を用いて本人認証をする「利用者証明用」の2通りある

●政府は民間企業に電子証明書機能を使ったサービスの導入を促し、個人番号カードの普及に弾みをつけ、制度の浸透を図りたい考え

主な利用者 個人と民間企業

無料発行に透ける国の意気込み

ただ、頻繁に必要なものではない行政手続きの簡略化だけでは、いかにもアメが少なくない。そこで、国が制度浸透の切り札と考えているのが、番号カードを使った公的個人認証のサービスだ。これまでも、住基ネットによる個人カード（住基カード）を使った税金の電子申告「e-Tax」

番号を使わないからこそ、民間企業もICチップの機能を自由に活用することができる。そのため、総務省が中心となつて、個人認証を使ったオンラインでの口座開設といったサービスを実現できるよう、業界団体を通じて目下働き掛けている。

次ページからは、国が総力を挙げている公的個人認証サービスの展望について、解説していこう。

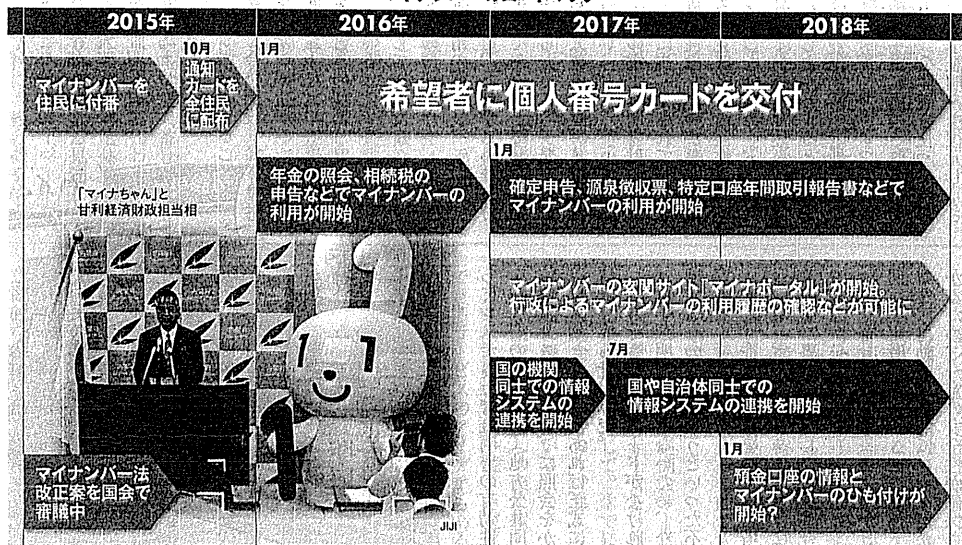
など、公的個人認証のサービスはあったが、住基カードの普及率が5%にとどまったことで、世間一般には広く浸透しなかった。サービスの前提となつてきた住基カードを作る必然性が乏しく、発行に1000円程度の手数料が掛かっていることも一因だ。

それに比べて番号カードは、初回の発行手数料は国が実質的に負担する。それだけカードの普及に力を入れているということだ。

上表を見てほしい。マイナンバーと公的個人認証サービスの違いを、一覧で簡単に示したものだ。誤解しがちだが、公的個人認証において、電子的にマイナンバーを相手に送信するようなことはない。あくまで、番号カードにあるICチップの機能を利用して、暗号と鍵のやりとりで個人認証をする仕組みだ。

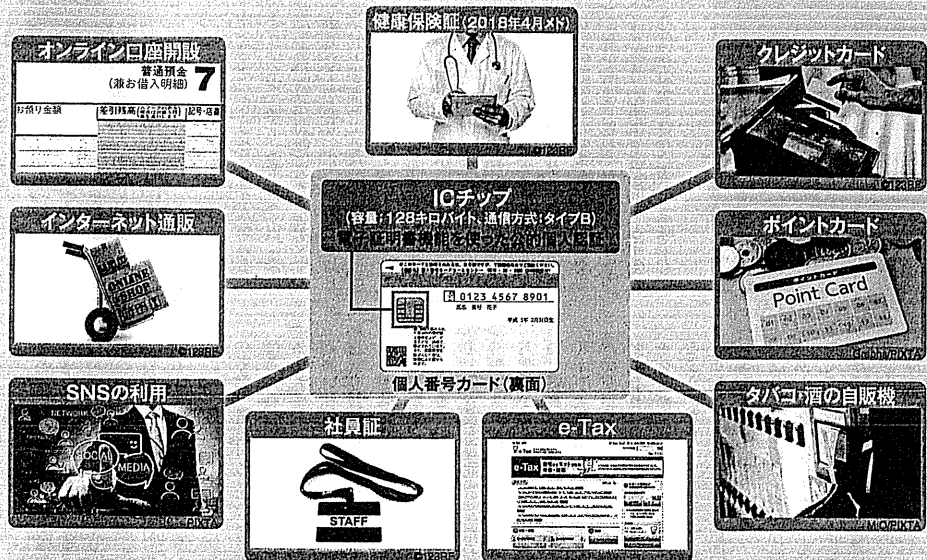
本格利用は2017年から

マイナンバーのロードマップ



ワンカード化は進むか

総務省が見据える公的個人認証の民間利用



マイナンバーは使わずに、電子証明書機能を使って認証する

15年度以降急速に拡大



番号カードで広がる用途 オンラインで口座開設も

個人番号カードにあるICチップを使った、公的個人認証のサービス。企業に利用を促しカードの利便性を高めようと、政府や中央官庁が業界団体に強力に働き掛けている。

最

強の個人認証サービス。総務省の担当者は、新たに交付される個人番号カードを使った「公的個人認証サービス」について、そう胸を張る。番号カードにあるICチップを使うと、ケースによっては一切の個人情報相手を伝えずに、電子的に本人確認の手続きをすることができるようになる。

では、最強という公的個人認証サービスは、一体どこまで安全性

を担保し、また私たちの利便性向上につながるのか。

総務省が見据えている、インターネットを通じた銀行口座開設とオンラインバンキングでの利用を例にしながら、確認していこう。

まず、番号カードにあるICチップには「署名用」と「利用者証明用」という二つの電子証明書の機能が付いている。

署名用には、氏名、住所、性別、生年月日という基本4情報が含まれているが、利用

者証明用には4情報が入らず、証明書の発行番号や発行年月日などの情報が入っている。氏名、住所などの情報は必要になるため、サービスが実現すれば、まずは署名用の電子証明書を使うことに

なる。

免許証など身分証明書のコピーを郵送して実施する本人確認手続きを、電子証明書によって代替するわけだ。

もう一方の利用者証明用は、オンラインバンキングや、今後開設されるマイナンバーのポータルサイトに、ログインするときの使用を想定している。

署名用として送った電子証明書の情報と、利用者証明用の電子証明書の情報を、あらかじめ付

けて管理しておくことで、個人情報

を一切送らなくても、発行番号

などから本人確認ログインでき

てしまうという。

では、その電子証明書はネット

上で第三者に盗み見されてしまう

ような危険性はないのか。

仕組みを見ると、危険性は低い

パソコンをつないだカードリーダ

ーに番号カードを差し込み、公的

個人認証をしようとする、電子

証明書は暗号化され、暗号を解く

「公開鍵」とセットになって、銀

行などの相手方に送信される。

相手方は、公開鍵を使って暗号

化された電子証明書を復元し、さ

健康保険証との 一体化で カード普及狙う

個人情報の管理と安全性の確保に腐心したこの仕組みを、政府や中央官庁は、民間企業に広く活用してもらおうと、必死に働き掛けている。

手始めとして、身内から拡大させようとしているのが、コンビニエンスストアでの住民票の写しなど証明書の発行サービスだ。

現在でも、住民基本台帳カード(住基カード)を使って同様のサービスを受けられるが、導入している自治体数は、2014年度末時点で97とごく一部に限られているのが実情だ。

システム改修などで、平均2100万円の導入コストが掛かることもボトルネックになっており、総務省ではコストの半分以上を負担(特別交付税措置)することで、導入を促している。

来年1月から、個人番号カードが住基カードに取って代わることをきっかけに、導入自治体数は16年度には300を超える見通しだ。ローソンやファミリーマートなどコンビニ7社に、複合機を納入



らにシステム上で証明書の有効性を、専門の公的機関(地方公共団体情報システム機構)に照会をかけ、有効との回答があれば正式に認証をする仕組みだ。

そもそも、番号カードがなければ電子証明書も使えないため、なりすましの被害に遭うといった不安はない。

また、番号カードを紛失した場合でも、電子証明書を使うときには必ず、事前に設定した暗証番号の入力が必要だ。

暗証番号は何度も(署名用が5回、利用者証明用が3回)間違えると、自動的に機能にロックがかかるため、一定の安全性が確保さ

しているシャープでは、全国にある約3万3000台のうち、90%近くが住民票の写しなど行政サービスに対応できる機器になっている。8月からは、セブンオンにも複合機の納入を始めるため、あとは自治体側の導入を待つばかりだ。上図は、政府や総務省が想定している、民間企業による公的個人認証の活用例だ。

オンラインでの口座開設サービスでは、総務省が今年1月と3月に全国銀行協会を通じて、すでに2回説明会を開いており、導入を積極的に働き掛けている。

ATMで、引越越しの際に電気・ガス・水道の移転手続きを完了できるサービスのアイデアもある。中でも、政府・与党が番号カード普及の大きなきっかけになるとみているのが、健康保険証との一体化だ。

厚生労働省では、医療機関と健康保険組合などのシステム連携を今後進めた上で、診療報酬の改定がある18年4月をメドに、導入を進めたいとしている。

普及持て歩くことも多い保険証と一体化を進めることで、自民党の部会では番号カードの交付を、全国民の3分の2に当たる約8700万枚まで拡大させるという、意欲的な目標も出ている。

大幅な時間短縮

主な行政サービスのオンラインとオフラインの所要時間

サービス	オンライン 所要時間(分)	オフライン 所要時間(分)	短縮時間 (分)
法人登記	30	510	480
付加価値税申告※	7	68	61
社会保障税申告	10	78	68
投票	6	44	38
雇用保険の申請	13	37	24

*e-ESTONIA資料を基に本誌編集部作成

民の多くがレジャーに出掛けるゴールデンウィーク真つただ中、自民党の平井卓也衆議院議員（ＩＴ戦略特命委員長）は、北欧の小国、エストニアにいたる同国の電子政府の現状を視察して、ノウハウを学び、日本のマイナンバー制度で生かすのが目的だ。今、電子

Column

法人登記が30分で完了！
電子政府先進国エストニア

北欧の小国エストニア。日本ではバルト三国の一つとして知られるが、実は今、電子政府の先進国として世界から注目を集めている。電子政府とは一体どんな仕組みなのだろうか。



政府先進国のエストニアには、年間で1000を超える各国からの観察団が殺到している。

エストニアは、1991年にソ連からの独立を果たした。しかし、取り立てて強い産業がなく、「何で生計を立てるのか考える必要があった」(エストニア政府関係者)。

そこで国際競争力を付けるため、国を挙げてＩＴ化にかじを切ったのである。その一環として、行政の電子化も推し進められてきた。

エストニアでは一体どのようなサービスが電子化されているのか。結論から言えば、現在では、ほとんどの行政サービスがオンラインで行われている。

例えば選挙。2005年に行われた地方議会選挙では、世界で初めて電子投票が実施された。今年3月に行われた国政選挙では、30%以上の投票がオンラインで行われた。

医療分野でもIT化が進んでいる病院が、電子化された患者の情報に

Interview

マイナンバーに与野党はない
個人認証の民間利活用に期待

平井卓也 ●衆議院議員 自民党 ⅠⅠ戦略特命委員長



Masato Kato

マイナンバーの導入で、国民監視「社会」になるなどと言う人がいるが、それは全く違う。過去に、宙に浮いた年金記録が問題になったが、マイナンバーがあり、年金記録と共にし

イナナンバーのメリットは大きい。また、諸外国に比べて後発の制度になった、どの国よりもセキユリティ上の安全性が高く、利便性の高い仕組みになった。

マイナナンバーによって行政上の手続きが簡素化されることも大きなメリットだが、われわれとして大きな期待を寄せているのが、個人番号カードの普及と民間の利活用だ。

るが、マイナナンバーに与党も野党もない。成立すれば、災害時に素早く本人確認や預金の引き出しができたり、休眠預金の発生を抑えたりする

番号カードのICチップには、本人確認ができる電子証明書機能がある。いわゆる「公的個人認証（JPKI）」のサービスだ。

以上ものの休眠預金が発生する社会はやはりおかしいし、その意味でもマ

民間企業にこのサービスの活用を促すことで、クレジットカードやポイントカードなどとも利用できるようになり、「ワンカード化」が期待できる。企業が社員証として活用することも可能だ。

2018年には、健康保険証と番号カードを一体化できるよう調整が進んでいる。すでに法改正も済んでおり、あとはシステム整備だけ。これが実現すれば、番号カードは劇的に普及するとみている。

（談）

利用拡大に向け
課題が山積み
予算も足りない？

図に例示したほかにも、今年2月にはケーブルテレビの受信機器を活用して、番号カードで個人認証をすることで、公共施設の利用予約をするといった実証実験も始まっている。

日本ケーブルテレビ連盟では、約370の加盟各社と業界標準のプラットフォームを構築する動きがあり、その中に公的個人認証サービスを組み込めないか検討を進めているという。

では、利用機会が多い東日本旅客鉄道（ＪＲ東日本）系の「スイカ」など、ＩＣ乗車券との連携はどうか。結論から言うと、ハードルが高く現時点では難しい。

やや技術的な話になるが、番号カードのICチップの通信方式は「タイプB」を採用している。一方で、IC乗車券の通信方式は、ソニーグループの「フェリカ」だ。コンビニなどの電子マネーも基本的に「フェリカ」のため、改札やレジなどにあるカードを読み取るリーダーを、タイプBにも対応できるように改修する必要が出てくるわけだ。

つながらず、ポータルサイトにアクセスできず、患者がどこの病院で診察を受けようが、以前の処置状況等を正確に把握することができないのだ。処方箋も、90%以上が電子的に発行されており、日本のように患者が薬をもらうためにだけに病院に通う必要はない。

エストニアでは、法人登記や税務申告、雇用保険の申請などもネットで行えるため、「あとはアマゾンで食料を買えば、家から出なくても生きていける」(前出の政府関係者)という冗談も、まんざら夢物語とも言い切れない。

日本で電子政府は無理？

電子化は世界を効率化する。エストニアでは電子政府の導入で、さまざまな公的サービスの時間が短縮された（上表参照）。

例えば法人登記。従来は、自治体に足を運ぶ必要があり、平均510分もの時間を要していた。ところが、オンラインで行えば、なんと30分で手続きを完了できる。その他、税務申告や雇用保険の申請でも大幅な時間短縮を実現している。

また、タイプBは読み取りの速度がフェリカよりも遅い難点があり、改札などでの利用はそもそも不向きという指摘もある。

免許証や医師・教員免許との一体化もにらんでいるが、関連法案の改正が必要だ。

交付手数料などで各省庁・自治体の権益がぶつかる部分でもあり実現は簡単ではない。

認証サービスを統括している総務省は今後、民間企業の利活用に向けて、総務相の認定基準（署名等検証者）について、7月にもガイドラインを示す。

番号カードの普及が先か、企業によるサービス活用の広がりか先か。国と企業の間で、そうした2つとりとタマゴの議論が今後盛り上がることになるが、唯一の不安材料は、番号カードの交付に関わる国の予算措置の部分だろう。

に予算措置しているが、16年度は15年度は1000万枚分をすでに予算措置しているが、16年度はまた500万枚分しか措置できていない。

予算を査定する財務省の冷めた目線を、総務省がどこまで覆せるのか。番号カードの普及をめぐる體が関の攻防を見れば、今後の展望が透けて見えるかもしれない。

Map of Europe showing the location of Estonia (エストニア) in the Baltic region, surrounded by Finland, Sweden, Denmark, Latvia, Lithuania, Poland, Belarus, and Russia.

	人口	130万人
エストニア共和国	面積	4.5万km ² (九州・沖縄地方と同程度)

1991年にソビエト連邦から独立。行政の電子化を進め、2005年に世界で初めて地方選挙を電子投票で実行した。NATOのサイバーテロ防護機関の本部が置かれている。

しかし、この制度をそのまま日本に適用することは難しい。人口や国土面積の違いもあることが、日本とエストニアでは、個人情報に対する考え方に大きな差があるからだ。エストニアでは、住所や電話番号くらいなら個人情報と見なされないが日本では重大な個人情報と認識される。日本で医療情報の電子化を進めようとするれば、国民の嫌悪感が大きな壁となる可能性が高い。

政府がエストニアのような社会を実現するためには、システムの整備に加えて、日本人の意識から変えていく必要がある。日本人で電子政府実現への道のりは、まだ紆余曲折がありそうだ。



有効期限は20歳以上の人は発行から10年、20歳未満の人は容姿が大きく変わって、カードにある顔写真と一致しなくなる。

Question
個人番号カードには有効期限があるの？

用停止」の手続きをしよう。15分程度で、カードにあるICチップの機能が停止になるよ。
もしカードが見つかって、利用を再開したいときは、市区町村の窓口に行つて手続きをしよう。
カードの再発行の手続きをする場合は、手数料が10000円必要だよ。

ナンバちゃんがズバリ答える!

マイナンバーの質問・疑問

「個人番号は自由に変えられるの？」など、制度にまつわる疑問にマイナンバーの非公認キャラ、ナンバちゃんがズバリ回答します。



Question
マイナンバーは家族だと連番になるの？

マイナンバーは、今ある11ケタの住民票コードを変換して、コンピュータで12ケタの番号を無作為に作成するんだ。だから、家族でも連番になることはないよ。
韓国など海外の一部では、マイナンバーから性別や生年月日が判別できるけど、日本では番号からそうした情報を推測することはできないから安心してね。

Question
海外赴任中でもマイナンバーが通知されるの？

マイナンバーは、あくまで日本国内に住んでいる人がある人を対象にしているんだ。だから、海外赴任などで日本に住民票がない人には、マイナンバーは通知されないよ。
日本に帰国した後、住民票を作ったときに初めて、マイナンバーが交付・通知されることになるんだ。マイナンバーが一度交付され

Question
長期出張で通知カードを受け取れないかもしれないのですが。

確かに、マイナンバーが記載された通知カードは、簡易書留で郵送されて受取時にサインが必要だから、不在だと受け取れないよね。
再配達の期間内に本人から連絡がないと、郵便局から住んでいる市区町村に返送されて、一時的に保管することになるんだ。

その後、配達できずに返送された後の詳細な手続きは、正直なところまだ決まっていないんだ。8月までは総務省から「事務処理要領」として、市区町村に手続きの詳細が示される予定だから、ひとはそれを待つてからじゃないと分からないね。
通知開始までもう3カ月を切っているんだから、早く決めてほしいよね。

Question
通知カードを紛失してしまったらどうするの？

まずは最寄りの警察署に行つて、紛失届(遺失届)を出そう。警察署でもらった「受理番号」を持って、住んでいる市区町村の窓口で再発行の手続き(手数料5000円)をすることになるね。
あと、個人番号カードを受け取るときは、窓口で通知カードと交換(返納)することになっているんだ。ただの紙切れだと思つて、なくしたままにしないように気を付けよう。

Question
個人番号カードを紛失したらどうするの？

個人番号カードは、運転免許証などと同じく、公的な身分証明書だから、紛失は一大事だね。
2016年1月に、24時間対応のコールセンターが開設される予定だから、まずは電話をして、クレジットカードと同じように「利用停止」の手続きをしよう。

Question
マイナンバーは好きな番号に変えられるの？

基本的に変更はできないよ。個人番号カードを紛失した場合でも、法律上はマイナンバーの漏えいで、市区町村長が不正使用される恐れがあると認めた場合に限り、原則、一生変えられないと思つておいた方がいいね。

Question
お店で会員証を作るとき番号は見せていいの？

絶対に見せちゃ駄目だよ。レンタルショップなどで会員証を作るときに、番号カードを本人確認に利用する場合は、マイナンバーが書いてある裏面だけは、コピーを取られたりしないよう十分気を付けてね。
すぐに剥がせるシールなどで、普段は番号を隠しておくなど工夫した方がいいかもね。

Question
個人番号カードの電子証明書はどう使うの？

必要だよ。市区町村の窓口でカードを受け取るときに、あらかじめ暗証番号を設定して、ICチップに記録しておくことになるんだ。
暗証番号は利用目的別に全部で四つ。具体的に言うと「署名用電子証明書」「利用者証明用電子証明書」「住民基本台帳用」「券面事項入力補助用」があって、署名用の暗証番号は英数字で6文字以上16文字以下で、残り三つは4ケタの数字だよ。
管理が大変だから、4ケタの数字の暗証番号は全部同じでも構わないけど、生年月日など簡単に推測できる番号を指定すると、窓口の人に別の番号に変えるように、注意されるはずだよ。

Question
個人番号カードには暗証番号が必要なの？

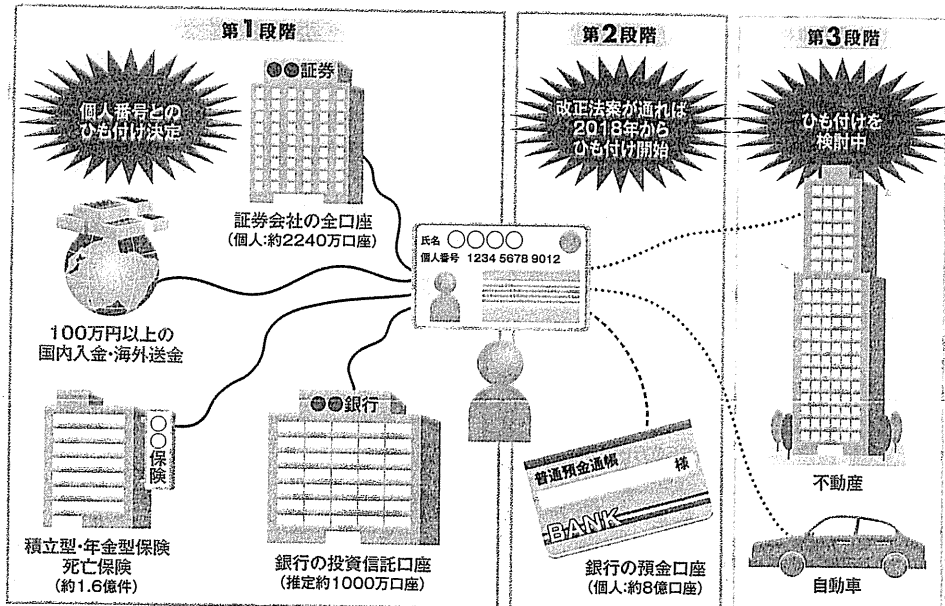
真と照合しにくくなるケースを考へて、5年としているんだ。

Question
DV(家庭内暴力)被害で住民票を移していいのですが。

通知カードは、基本的に10月5日時点の住民票の住所を基に、世帯ごとに郵送されるんだ。
マイナンバーを相手に知られたというだけでは悪用はしにくいけれど、心情的に被害者にマイナンバーを知られたくない人もいるよね。その場合は、DVの相談窓口などを通じて、住民票のある市区町村に必要な書面を郵送するなど

あなたの資産が丸裸に

個人番号とのひも付けロードマップ



番号と預金口座のひも付けて実現する「贈与税逃れ」封じ

番号と預金口座のひも付けが進んでいくと、さらに精緻にお金の流れを追いつけることができる。例えば、44才のAさんがBさんに250万円を贈与する場合の追跡なんかもお手のものになるのだ。

誰かから財産をもらう場合、年間110万円までであれば無税で受け取ることが認められている。そのため、Aさんが総額250万円を110万円以下に分割してBさんの別々の口座に振り込むと、税務当局も贈与税の対象なのかどうかが分からなくなる。

ところが、番号制度が導入されれば、幾つもの口座に分割しても番号で名寄せしてひも付けにできているので、今までは面倒で目をつぶっていた少額の申告漏れにまで、手を伸ばすことができるようになるかもしれない。

また、これまで使われてきた税金逃れの「隠れみの」も、マイナンバーにかかればその意味を失う。自宅から遠く離れた場所につくった銀行口座は「遠隔地預金」な

どと呼ばれ、これまでは税務調査官の目も届きにくかった。しかし、それも番号で照会をかければ、すぐにたどり着くことができるようになるのだ。

「税務調査へ行った家上がったときが腕の見せどころだった」とある元税務調査官は昔を懐かしむ。例えば「東京に住んでいるのに何で肥後銀行（熊本県の地方銀行）のキャッシュカードが部屋に飾ってあるんだ」といった具合に、遠隔地預金の手掛かりをあの手この手で探るのだ。

しかし、番号が預金口座とひも付けば、そんな職人技も過去のものとなる日が来るだろう。

そして、さらに第3段階として、実は不動産の登記情報や自動車の登録情報とのひも付けも検討が始まっている。特に影響が大きいのは不動産だ。日本人は金融資産をあまり持っていないが、多額の不動産資産を持っている。「地主タイプ」と呼ばれる資産家が多い。

日本人の1世帯当たりの家計資産（2人以上の世帯を直近の全国消費実態調査（09年）で見ても、それが分かる。総資産額3588万円に対して、金融資産（貯蓄・負債）は947万円。一方、住宅・宅地資産は2514万円にも上り、約7割が不動産資産で占めら

Part 2

あなたの資産が丸裸に！ 個人番号制度の脅威

番号制度は導入当初、個人にとつてのメリットがほとんどない。「一方でさまざまなデメリットが懸念されている。それは番号制度が『不都合な真実』を暴いてしまつたからだ。」

税

金の流れも蓄財も完全捕捉 国税庁が描く制度の将来像

小 さく生んで大きく育てて語るときに、政府関係者や関係省庁、立ち上げに携わってきた人々の間で、合言葉のようになっていくセリフだ。

まずは、社会保障や税金に関する最低限の行政手続きに利用するものとして、マイナンバーという制度を「生む」。そして、ゆくゆくは国民の理解を得ながら世の中に浸透させていき、その他の行政手続きや民間利用にまで範囲を広げて利便性を高める、育てることを思い描いているのだ。ただ、その「育て方」には、よ

く目を凝らしておいた方がよさうだ。多くの国民が、この10月から個人番号の通知カードが配られ始めることや、来年1月から制度を開始することよく知らない。そんな中で、制度開始前からマイナンバーに関する改正法案を国会で議論し、早くも利用範囲の拡大を図ろうとしているからだ。

中でもその動きが気になる。育ての親、といえば、何といつても国税庁だろう。番号制度とは、国税庁にとって税金の取りつづぐれを防ぐための最強の武器。その導入は宿願といわれてきた。

導入当初の仕組みでは、まった

くもって不完全な代物にすぎない。しかし、最終的には「国税庁は番号を使って、国民の資産のフローとストック、両方の情報を全て押さえにかかるともいえる」とある税理士業界の関係者は見立てを語る。

そして、そのためのロードマップはすでに描かれたつあるのだ。それを端的に表したのが、左ページの図だ。

制度の導入当初は、給料に加え銀行の投資信託口座や証券口座、積立型・年金型保険、死亡保険などに番号がひも付けことが決まっている。100万円以上の国内入金・海外送金も同様だ。

これを第1段階とすると、ある程度のお金の流れは見えても、資産のストックは見えてこないのが、国税庁が思い描く最終形には程遠い。そこで、第2段階として構想が練られているのが、銀行の預金

口座とのひも付けだ。

実は、前述のマイナンバー法改正案では、すでにそれが盛り込まれていて、閣議決定まで済んでいる。5月に衆議院を通過したところで年金情報の流出問題が発生し、参議院での議論はストップしてしまった。ただ、それが再開すればすでに預金口座とのひも付けは既定路線と化すだろう。

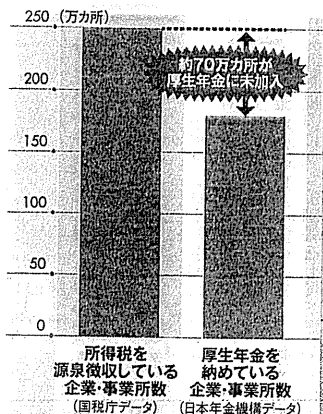
改正法案では、2018年から預金口座への適用を始めるが、まずは預金者の任意で番号と預金口座のひも付けを始めていくことになる。

ただ、麻生太郎財務大臣は3月の会見で「告知義務がなければ普及しないではないか」と語り、さらに3年後の21年をめどに義務化の検討を示唆している。ここでも「小さく生んで大きく育てる」方式が採用されているのだ。



加入逃れを狙い撃ち

国税庁と日本年金機構のデータの差



インナンバー制度の導入で国が捕捉できるようになるのは、個人の税金の申告漏れだけではない。厚生年金保険の加入を逃れている中小零細企業も一網打尽にされる(「中小企業向けコンサルタント」)のだ。

厚生年金は、従業員が5人以上いるサービス業以外の個人事業所や、法人事業所が強制加入となる公的年金制度。しかし、従業員と折半で負担する保険料の負担を免れようと、加入逃れを決め込む中小零細企業も多い。

中小零細企業を狙い撃ち 厚生年金の未加入問題にメス

社会保険

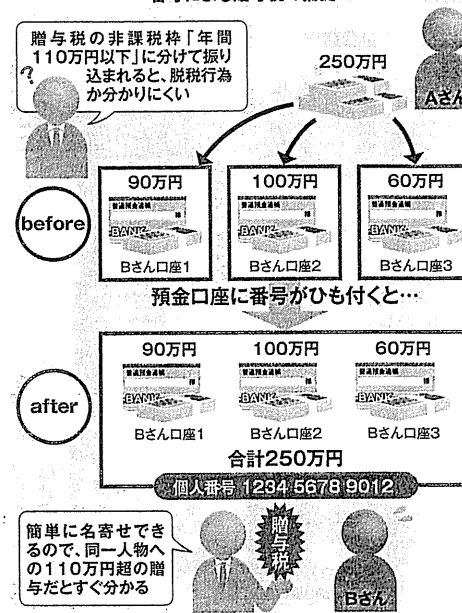
左図のように、現在、国税庁のデータ上には所得税の源泉徴収をしている企業・事業所が全国に約250万社ある。一方、日本年金機構のデータ上では厚生年金を納めているのは約180万社しかない。この差である約70万社の中に、加入逃れの企業・事業所が多数紛れ込んでいるわけだ。

実は昨年、この加入逃れをあぶり出すために、政府は国税庁のデータを年金機構に提供することを決めている。しかし、ある国税庁OBに言わせれば「国税庁のデータで厚生年金の加入の有無は分からないので、簡単に突き合わせできない。実務を知らない人間が描いた机上の空論だ」と手厳しい。

また、税務調査で企業が厚生年金に未加入だと分かっても、あまり強

口座を分けてもお見通し

番号による贈与税の捕捉



迎える未来は公平・公正な世界か 徴税地獄か

これまで見てきたように、徴税強化の流れは避けられそうにない。

つまずき、第2段階で預金口座と第3段階で不動産登記情報と番号をひも付けられれば、前述の見立と通り、国税庁は国民の資産のフローとストック、両方の主要な部分を捕捉できることになるというわけだ。

ただ、制度の立ち上げに携わってきた関係者は「日本人の大部分であるサラリーマンにとって、マイナンバーはともていい制度だ」と評する。

なぜなら「サラリーマンは源泉徴収で税金を漏れなく納めている一方で、自営業者などは税務当局に捕捉されていない所得がある。その不公平感をなくす」制度だからだという。

また、ジーマック松木事務所の松木昭和税理士は番号によって「税務申告が間違いなく変わる」と確信している。税務当局が番号

を使って、税金に関する全ての情報を個人にひも付け、納税金額をはじき出した確定申告書を送ってきたら、[「記入済み申告制度」がスタートできるというのだ。

そうすれば、「自分で申告書に記入しなくてもよくなるため、手間もミスもなくなり、税務署に行く必要もなくなる。税務当局としても確定申告期間中のものすごい手間とコストを削減できる(松木氏)」というわけだ。

ただ、こうした制度の良い面を聞いても、そして、たとえ税金に關してやましいことがなくても、「他人に財布の中身を丸裸にされるようなことは嫌だ」というのが人間の本心だろう。

また、国民全員の資産が丸裸にされるのであれば、「制度の基本理念でうたげられているように、誰にでも公平・公正に対処してもらわな」とある税理士はくきを刺す。「今でも大物政治家の税金未納問題に対して、一般人と比べて対応が大甘だということが往々にしてある」からだ。



番号制度の開始で、いろいろな情報がひも付いた後に、恣意的な使い方をされてはたまつたものではない。

海外に「地獄への道は善意で敷き詰められている」という格言がある。出典や解釈は諸説あるようだが、「善意」で始まったものだが、結果的に「地獄」へ導く道となり得るというのは、歴史が証明している。

翻って今回の番号制度はどうか。よりよい社会を目指す「善意」で始まるにしても、「徴税地獄」と呼ばれる未来を迎えてしまわないように、私たち一人一人が注視していく必要があるだろう。

加入逃れの奥の手 発動

こうした状況の変化を敏感に察知して、中小零細企業の中には「法人から個人事業主に形態を変えてしまおう(都内の税理士、奥の手)を実行するところも出てきているという。従業員が5人未満の個人事業主であれば、厚生年金の加入義務がなくなるからだ。

法人として取引ができなくなるなど、不便が生じる面はあるものの、「今から厚生年金を払うくらいならその方がマシ」という経営者もいる(同)ようだ。

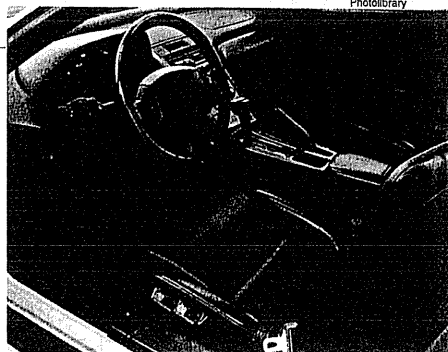
「マイナンバー制度導入で、財政面に対するインパクトが最も大きいのが、この厚生年金の未加入問

題解決だ」。前出の国税庁OBはそう見立てを語る。仮に全ての未加入企業から保険料を集められれば、年間の収入増は数兆円をくだらないとみられる。

ただ、業績が芳しくないために、保険料を払いたくても払えない中小零細企業がいることも事実。そういう企業に対して、一律で強制的に保険料を集めれば倒産が相次ぐことになり、現実的ではない。

逆に言えば、マイナンバー制度で見つやすくなった、保険料を払えるのに払っていない企業が狙い撃ちにされることになるだろう。

社会保険料を支払わずに高級車を乗り回しているような経営者は、最初に国税庁のターゲットになるだろう



副業

会社にバレるだけじゃない 素性が、秘密の仕事もNG?

「副業が会社にバレる」。会社員の就業規則に反して副業をしている人たちの間で、まことしやかにささやかれる話だが、それは本当なのか。

結論から言えば、確かにマイナンバー制度によって今よりも副業が会社にバレやすくなる。ことが考えられる。ただ、実は今でも十分にバレる可能性はあるのだ。

副業が会社にバレてしまうケースで多いのは、住民税の徴収を通してだ。通常、住民税は「特別徴収」として会社の給料から天引きされる。そのため、その金額を会社は把握できる。

住民税はその人の所得に応じて金額が変わるが、もし副業である程度稼いでいると、その収入分の住民税も会社から天引きされることになる。すると、会社が支払っている給料から考えられる以上に住民税がかかってくる。こうなると、会社が副業の存在に気づくと

「確定申告をしていれば副業が会社にバレる」という対策が副業をしている人々の間で広がっている。「普通徴収」を選択して、会社の天引き分と納税を分離するという方法だ。

ただ、「確定申告をしていれば副業が会社にバレる」という対策が副業をしている人々の間で広がっている。副業がバレやすい状況になるのは、間違った言い方だが、それだけでなく、今までは手間がかかるので税務当局が目をつぶっていた税金の申告漏れなども、細かく対処してくることが予想される。

査に入れるほど暇ではない。やはり「税金の還付申告を行っている人は特に当局から目を付けられやすい」というわけだ。

このように、今も会社に副業がバレるリスクは大きいにあるわけだ。

ただ、マイナンバー制度が始まれば、個人番号を通して、お金の流れとそれを受け取った人のひも付け、名寄せが簡単にできるようになる。今まで以上に副業がバレやすい状況になるのは間違いないだろう。それだけでなく、今までは手間がかかるので税務当局が目をつぶっていた税金の申告漏れなども、細かく対処してくることが予想される。

本名や素性も隠せなくなる

マイナンバー制度の導入で、もう一つ大きな影響として考えられるのは、本名や素性を隠したまま副業に及ぶことが難しくなることだ。

というのも、マイナンバー制度が始まれば、会社はアルバイトも含めて、給料を払う従業員の個人番号を集めなくてはならない。その際には、運転免許証などによる身元確認と個人番号確認という、厳格な本人確認が行われなければならない。

そうならば、あまり他人に素性を知られたくない人が集まりやすい、水商売などのビジネスに影響が出ることも考えられるだろう。

いろんな意味で、マイナンバー制度は今までのやむやみだったことを白日の下にさらす制度だ。これまで秘密とされてきた、ある種の「地下経済」的な部分へのインパクトがいかほどのものか、今は誰にも分からない。



拭えないセキュリティ不安 情報漏えいは起きないのか?

5月に判明した日本年金機構の個人情報流出。これを機に、マイナンバーのセキュリティに対する関心が高まっている。私たちの番号は、果たしてきちんと守られるのだろうか。

25万件。日本年金機構から漏えいした個人情報。情報の流出が判明した5月末以降、日本各地で年金機構の職員を名乗る不審電話が発生し、6月中旬には神奈川県に住む70代の女性が300万円をだまし取られるという実害が発生した。

折しも国会でマイナンバー法の改正案が審議予定だったこともあり、マイナンバーも危ないのではないかと、という懸念が国民の間に瞬く間に広がった。

政府関係者は、マイナンバーと年金情報は全く別次元の話で心配はない、と火消しに躍起だ。マイナンバーのシステムネットワークは専用回線を使っており、外部に対して閉じている。年金機構のようにインターネット経由での攻撃を受けにくいことは確かだ。

そもそも、年金情報はどのようにして流出したのか。検証してみよう。

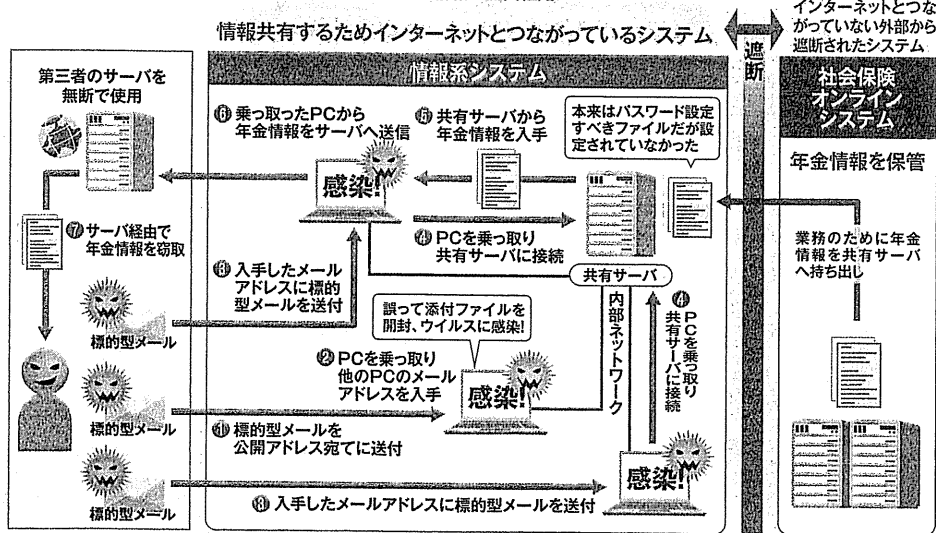
下図は、今回の情報流出の経路を整理したもの。年金情報を盗み取るために使われたのは「標的型メール」。特定の企業や個人を狙ってメールを送り付け、添付ファイルを開かせたり、メール本文のリンクをクリックさせたりすることでウイルスに感染させ、パソコンを乗っ取るという恐ろしい攻撃手段だ。

今回は、①年金機構の公開アドレス宛てに送られてきたメールの添付ファイルを開封。②そのパソコンが乗っ取られアドレス帳の情報を入手した犯人が、③他の職員のアドレス宛てに標的型メールを送信。④次々とパソコンが感染して、⑤共有サーバに置いてあった年金情報が盗まれ、⑥⑦痕跡が残らないよう第三者のサーバ経由で犯人に送信されていた。

不特定多数に送られてくるスパムメールであれば、添付ファイルを開く人はおそらくいないだろう。しかし、標的型メールは、タイプ

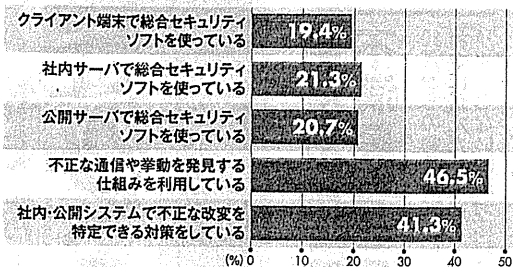
幾つものミスが重なって情報が流出

年金情報の流出経路



昨今の脅威に追い付いていない

企業のセキュリティ対策



ており、番号が漏れることで個人情報に幸づる式に盗み取られる可能性は低いということ。また、仮に番号が漏れても、それだけでは悪用されにくい。

第二に、行政機関が他の機関に番号にひも付いた情報の照会をする際には、情報提供ネットワークシステムを介して行うのだが、その際は、番号を「符号」に置き換えてやりとりする。番号のない匿名の情報をやりとりすることになるので、万一それが漏れたとしても誰の情報のかは分からない。

情報流出の穴は 地方自治体と企業 漏れる前提で運用を セキュリティに穴はないのか。

例えば、年金機構が吉川さんという人の所得情報を市役所に照会する場合、まず年金機構が吉川さんの番号に割り振られたAという符号を使って情報提供ネットワークシステムに照会する。一方、吉川さんの住民票がある市役所では、吉川さんの番号に割り振られた符号はBとなっている。情報提供ネットワークシステムは、符号Aと符号Bが吉川さんという同一人物の符号だと知っており、年金機構から来たAという符号をBに変換して市役所に照会する。

その際、同ネットワークシステムは、年金機構と市役所に同一の受付番号を交付する。市役所はこの受付番号と所得情報を年金機構に提供し、年金機構は受付番号からその情報が吉川さんのものであることを確認できるといふわけだ。

これらの情報の受け渡しは、閉じたネットワークである専用回線を通して行われる。セキュリティ体制としてはかなり堅固であり、確かに年金情報とは次元が違うように思える。

「民間企業約400万社のうち9割以上が中小企業で、規模の小さい事業者が十分なセキュリティ対策を施すのは至難の業。情報は間違いなくダダ漏れになる」

マイナンバーに詳しい白鷗大学の石村耕治教授は、警鐘を鳴らす。セキュリティ対策が十分なのは中小企業だけでは限らない。昨今の巧妙化する脅威に対しては、旧来のウイルス対策ソフトでは対抗することができない。不正侵入防御などさまざまな機能による多

残念ながら、「ない」とはいえない。

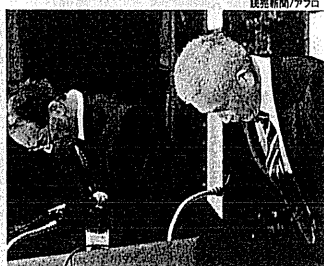
漏れる穴は主なものだけでも2カ所想定される。地方自治体と民間企業だ。年金機構の情報漏えいを思い出ししてほしい。番号を含む特定個人情報外部とは遮断されたネットワーク内で保管されているが、業務に番号を使う際には持ち出す必要がある。日常の業務でインターネットにつながる環境での作業はほとんどあり得ない。つまり、この段階で情報をよほど厳密に管理しないと、標的型スパイに狙い撃ちされたり、内部犯行による情報漏えいが起きたりするようになる。

100万件以上の漏えいも発生

上場企業の
個人情報漏えい・紛失件数

情報漏えいの件数	件数
100万件以上	4件
10万件以上	9件
1万件以上	26件
1000件以上	67件
100件以上	78件
100件未満	93件
不明・その他	2件
合計	283件

*2012年1月～15年6月の数値
出所:東京商工リサーチ



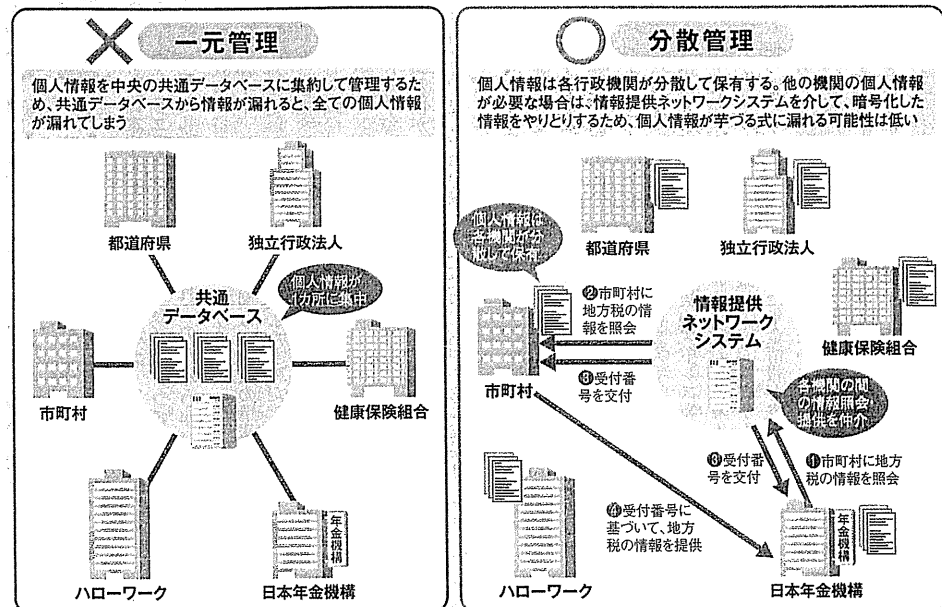
ベネッセホールディングスの謝罪会見

層防御を行う総合セキュリティソフトが必要とされている。トレンドマイクロの調査では、こうした総合セキュリティソフトを使っている企業は、全体の2割程度にとどまっている(上図参照)。結果として、昨年ベネッセホールディングスで起きたような大量の情報漏れが後を絶たない(右図参照)。

詰まるどころ、情報漏れをゼロにすることは不可能だ。その前提に立つてマイナンバー制度も運用する必要がある。

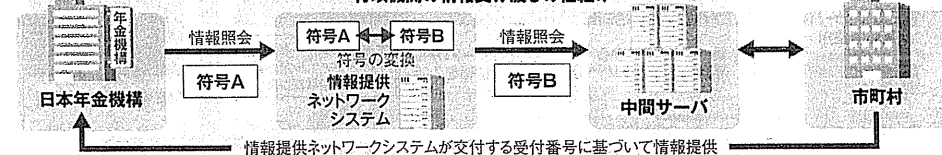
マイナンバーの情報は守られるのか?

情報は一元管理ではなく分散管理



番号をそのまま受け渡すことはない

行政機関の情報受け渡しの仕組み



ルや文面がいかに自分の業務に関連するかのよう巧みに装われており、「一般の人が見分けることは難しい」と、セキュリティ大手トレンドマイクロの染谷征良上級セキュリティエンジニアリストは指摘する。

しかし、本来であれば、標的型メールで職員のパソコンが乗っ取られたとしても、年金情報を盗み取られることはなかった。年金情報は、外部のネットワークとは遮断された社会保険オンラインシステム上で保管されているからだ。ただ、業務のために年金情報を共有サーバに持ち出すことは認められており、その場合はファイルにパスワードをかけ、使用後はサーバから消去することになっていた。今回はこうした内部の運用規定が守られていなかったために、100万件を超える情報漏えいにつながってしまったのだ。

**分散管理と
符号の受け渡しで
セキュリティを強化**

翻って、マイナンバーのセキュリティ体制を検証してみよう。特徴は大きく二つある。第一に、番号にひも付けられている個人情報は各行政機関が分散して保有し

社内外で収集が必要

番号の収集が大変な業種一覧

業種	業務内容
小売り	従業員数が多く、パートやアルバイト社員の流動性も高いため、番号の収集が大変。フランチャイズの店舗では本部と店舗のどちらが集め、保管するのかという問題も
外食	社員だけでなく、派遣者の番号も収集が必要。短期契約などで流動性が高く、迅速な対応が求められる
人材派遣	山林などに電柱や送電線を設置している場合、地主に賃借料等の支払いが発生
電力	私有地にガス管を設置している場合、地主に謝礼金の支払いが発生
ガス	私有地や個人が保有する不動産に基地局を置いている場合、地主に謝礼金の支払いが発生
移動体通信	保険契約者（保険料が控除対象）および保険契約上の受取人の番号の収集が必要
保険	国債・投資信託の特定口座の番号の収集が必要（制度開始後3年で収集の予定）
銀行	現物株や国債などの配当は所得であるため、全口座の番号の収集が必要
証券	

しかし、本部には、店舗に任せておけない事情がある。「オーナーの管理が甘く、番号が流出してしまう」と、本部も責任を問われる。どうやって番号を集めるのかを早急に検討しないといけない（小売業関係者）。

今回の番号制度では、情報漏えいの罰則が厳しく、企業は戦々恐々の状態なのだ。

加えて、小売りや外食業界は、アルバイトが多いため従業員の流動性が高く、番号収集・破棄の頻

度も高い。それだけに、番号管理には厳重な対応が求められる。

同様に、人材派遣業界も従業員が多い上に、流動性が高く、番号管理が煩雑になる。業界大手のパーソナでは、集める番号が6万件にも上るといふ。

問題はそれだけではない。番号制度によって、人材派遣業界は業界構造が変わってしまうかもしれない。

小規模の人材派遣企業は、試験監督や交通調査など、日雇いの仕

6 月中旬、都内のある貸し会議室では、企業の担当者向けにマイナンバー制度の対策セミナーが行われていた。

「つい先日、会社でマイナンバー担当を言い渡されてしまつて。企業のメリットがないのでおつくうですが、このセミナーを機にうちも対策を始めます」

ある中小企業のマイナンバー担当者は、不安げな表情でこう語った。彼の言葉通り、まさに今、企業がようやく重い腰を上げ、番号制度の導入準備を始めようとしている（下図参照）。

最近、対策セミナーには企業の担当者が殺到し、即、予約が埋まつてしまつた状態（セミナー主催者 だといふ）。

また、最近のセミナーには、ある特徴がある。「受講者の半数近くを小売りや外食企業の担当者が占めることが多い（同）というのだ。後述するように、これらの業界はとりわけ制度対応が大変だからである」。

企業の制度対応の作業は、業種によってかなり違う。番号を集める対象者が多ければ多いほど、作業は煩雑になる。以下、制度対応

制度対応でてんでこ舞い 不満募らせる民間企業

10月からの番号通知が間近に迫り、企業の制度導入の動きがにわかに慌ただしくなつてきている。手間暇がかかる割に何のメリットもない制度対応に、悲鳴を上げる企業もある。

大小を問わず、全国全ての企業が対応を迫られる番号制度。時間も金もかかる制度対応に泣く企業もあれば、思わぬ特需に笑つ企業もある。悲喜こもごもの現場の声を聞いてみた。

Part 3 番号制度導入で泣く企業・笑う企業

小売りや外食業界が社内収集で苦労を強いられるのに対し、社外から多くの番号収集を迫られるのが、電力・ガス・移動体通信業界だ。社外の対象者からの番号収集は、必要なケースが想像しにくい

制度の意外な盲点

不動産調査に要注意

事業規模に対して収集する番号が多過ぎる企業は、セキュリティ管理ができず、倒産の危険性さえはらんでいるのである。

「小規模の会社は、そのためが大手に集約されていく可能性がある（同）のだ」。

事業規模に対して収集する番号が多過ぎる企業は、セキュリティ管理ができず、倒産の危険性さえはらんでいるのである。



中々で注意が必要なのが、「不動産の使用料等の支払調書」の調査は、年間15万円超の支払いのある不動産賃貸契約において、作成義務が生じる。

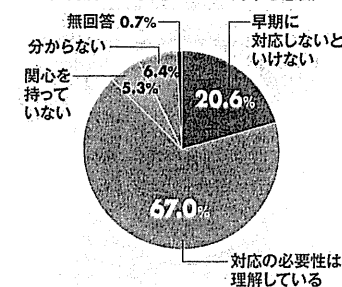
そこで大変になるのが、前出の電力・ガス・移動体通信業界だ。例えば、電力会社は全国の私有地に電柱と送電線を張り巡らしており、それぞれの土地の地主と、個別に不動産賃貸契約を結び、一定

社内でてんでこ舞い アルバイトが多いと番号管理が煩雑に

前述の通り、社内の対象者が多過ぎて制度対応が大変なのが小売りや外食業界だ。これらの業界は、アルバイトが多く、収集する番号が膨大な数に上る。

例えば、コンビニエンスストア大手のローソンは、全国に約1万2000の店舗を構え

対応への意識は高い 経営層のマイナンバーに対する意識



*日本情報経済社会推進協会の資料を基に本誌編集部作成

ている。仮に1店舗当たり20人分の番号を集めるとすると、24万件という膨大な数の収集を迫られる。また、これらの業界は、フランチャイズでの店舗展開も多く、誰が番号を収集すべきなのか、という問題も生じている。フランチャイズ店は、本来はアルバイトの雇用者であるオーナーが収集するのが筋だ。



彼らは、支払調書を作成するため約2240万口座全ての顧客から番号を集めなくてはならない。

実は、これは「税法上、証券会社に収集義務があるのではなく、投資家に対して告知義務が課されている」（証券業界関係者）。そのため、2016年1月以降、新規口座については顧客から番号の通知がないと口座開設をできなくなる方針だ。

収集が困難なのは、既存の口座だ。番号収集に3年間の猶予こそあるものの、「口座に残高だけがあり、何年も取引をしていない顧客もいる。そういう人たちが、個人番号を集められるのか（同）」といった懸念が生じているのだ。

一方で、保険・証券業界と比べてマイナンバー対応の苦勞が少なくとみられているのが、銀行業界だ。番号の収集が必要なのは投資信託口座、推定1000万弱などで、多くは3年間の猶予が付くことになる。

しかし、それで安穩と構えている銀行関係者は少ない。今後、番号制度の「本丸」ともいわれる、全預金口座へのひも付けというロードマップが見えているからだ。制度が始まる前からマイナンバーに関する改正法案が国会で議論されており、その中で預金口座との

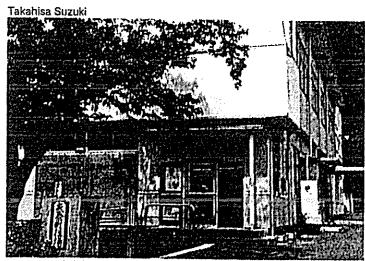
ひも付けは閣議決定済みで、既定路線だ。

個人の預金口座は全部で8億口座近くもあり、休眠口座と呼ばれる、連絡のつかないものも多い。全国銀行協会は今後、全ての新規口座に番号をひも付けていく場合、銀行に300億円の負担が発生すると試算している。これが既存口座も含めた全預金口座となると、その費用と手間が途方もないことになるだろう。

それ以外には銀行業界の不安は尽きない。ある地方銀行幹部は「このままだと顧客と金融庁の板挟みに遭う」と恐れている。

というのも、現在の議論では預金口座と番号のひも付けは義務ではなく任意で始まるからだ。政府関係者は「国民の理解を得ながら徐々に義務化の方向へ持っていく」とは言うものの、「任意では、自分の番号を銀行へ通知する人は少ない」（地銀幹部）という指摘はもつとある。

「口座の新規開設や利用の制限をすれば顧客から怒られ、個人番号とひも付けできなければ金融庁から怒られる。番号収集を義務化してもわからない顧客へ説明しようがない」（同）。来る全預金口座ひも付け時代を意識する銀行業界の悩みは深い。



「町民に雇われている」意識が浸透している矢祭町役場は、土日も業務を行っている。

Column

番号対応の苦勞は日本一？
過去13年間で清算した町

日本で一番、マイナンバー制度への対応が大変ともいわれる地方自治体がある。福島県の最南端にある人口約6200人の町、矢祭町だ。その理由は、2002年に稼働した住民基本台帳ネットワークシステムへの接続を最後まで拒否していた町だからだ。

個人情報保護に対する懸念や費用対効果の面から非接続を決めた矢祭町。しかし、今度のマイナンバーは国の強制力が強い制度で、「対応は避けられなかった」（片野順子・矢祭町役場町民福祉課住民グループ長）。

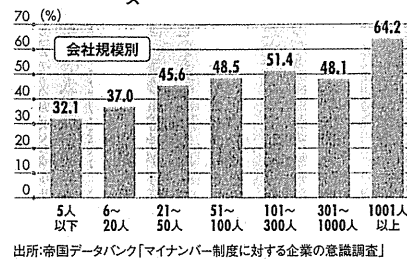
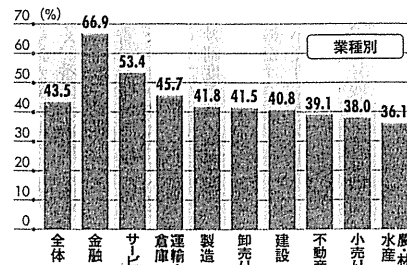
その上、実はマイナンバーは住民基本台帳ネットワークとしていたため、今年3月末、ついに矢祭町も接続せざるを得なくなった。そして、この13年間の空白期間を埋める作業が、町民基本台帳のマイナンバー対応を大変なものにしたのだ。

まず、矢祭町民へ住民基本台帳の住民票コードをひも付ける必要があった。ややこしいのは、転入や転出があった場合、住民基本台帳未接続の矢祭町を挟んだことで、同一人物に対して誤ってコードを二重に付けてしまっているケースもあったのだ。

そこで矢祭町では、14年秋から未接続期間中の住民の移動をさかのぼって時系列に並べ替え、コードが不明な住民の情報を整理した。マイナンバー対応開始のデッドラインを逆算して「片野グループ長」、住民の移動が増える上に対応作業まで加わってくる4月前に、何とか住民基本台帳への接続作業を終わらせたのだ。

矢祭町は他の自治体では不要だった13年間の「清算」という一苦勞を重ね、ようやく同じスタートラインに並んでマイナンバー対応に当たっているところだ。

進め制度理解
「内容も含めて知っている」と回答した企業の割合



の使用料を支払っている。数本程度であれば年間15万円を超えることはないが、借地が山林など広範囲にわたる場合、支払額は年間15万円を超えてくる。

「このようなケースは、全国で1万件程度あるのではないかとある電力会社関係者は明かす。これらの地主から、番号を収集する必要がある。」

小売りや外食業界に比べれば、対象者の数は多くないように思える。だが、「地主は高齢な場合も多く、そもそも番号制度についてよく理解していないケースも多い」（電力会社関係者）。このような条件下では、1件ずつ番号を集めて

回るのに、膨大な時間と人件費がかかる。

「早くから対応しないと集め切れない可能性がある」と電力業界関係者は不安を隠せない。ガス業界や移動体通信業界も同様で、足で件数を稼ぐ、営業マンさんならの地道な作業が求められそう。

顧客から番号を集めなくてはならないという点で、最も苦勞が予想されるのが金融業界だ。この業界は、かねて対応の難しさが叫ば

預金口座のひも付けで
金融庁と顧客の板挟み

れており、企業側も早くから制度の理解に努めてきた（上図参照）。

では、具体的にどのような対応が求められているのか。

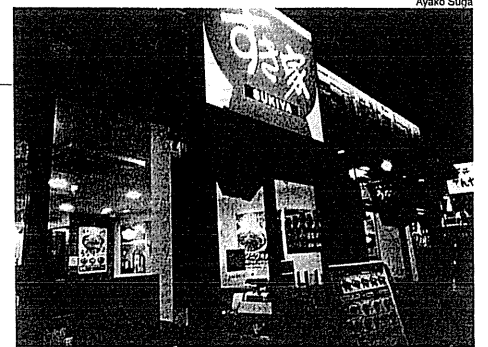
まず、特定個人情報保護委員会から金融機関向けに独自のガイドラインが出ているため、他業界よりもマイナンバーの扱いがデリケート（金融業界関係者）という特有の難しさがあ

その上、利子や投資信託の配当の支払調書、特定口座年間取引報告書など、さまざまな調書を税務当局へ提出する必要があるため、顧客から集めなくてはならない番号の数も非常に多い。

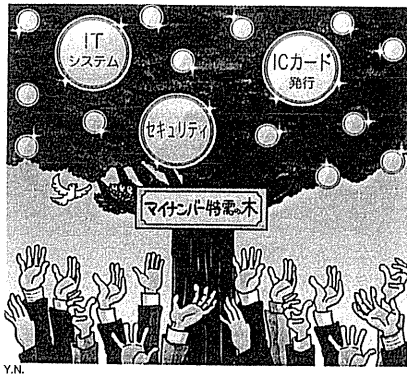
中でも保険業界は桁違いなので苦勞もひとしおのはずだ。

顧客からの番号収集は保険契約ごとに必要で、個人生命保険だけで1・4億件以上もあり、その他にも個人年金保険が2000万件超、自動車保険が6000万件弱と、膨大だ。

加えて、番号制度によって、これまで埋もれていた保険業界の不都合な真実が白日の下にさ



全国に店舗を構える業種は、膨大な番号を収集することになり、本部のオペレーション能力が問われそう



が増えている(小松正人・番号事業推進本部シニアエキスパート)からだ。情報セキュリティのプロが24時間365日運用を監視し、万一の場合には緊急対応するサービスを用意。14、16年度にマイナンバー関連で700億円の売り上げを見込む。

このほか、金融機関向けシステムで6〜7割という圧倒的なシェアを持つ野村総合研究所は、既存顧客の金融機関だけでなく、一般企業の開拓も進めている。「セキュリティ対策に関しては金融機関向けのノウハウがある(渋谷直人・新事業企画室長)」と自信を見せる。新市場を狙っているのは、大手システム企業だけではない。マイ

特需の規模は3兆円？ 新市場の創出に沸く企業

前節で述べたように、制度導入は企業に大きな負担をかける一方で、新たなビジネスチャンスも創り出している。3兆円ともいわれる特需をつかもうと、さまざまな企業が動きだした。

「これまで大きいシステム投資は、経験したことがない(錦織康之・富士通次世代電子行政推進室長)。総額で約2700億円にも上る政府・自治体のマイナンバー関連システムへの投資のことだ。かつて住民基本台帳ネットワークシステムを導入したときの投資額が7000億、800億円だったことを考えると、桁違いの金額である。」

マイナンバーを取り巻くビジネスチャンスは、行政のシステム構築だけにとどまらない。すでに始まっているビジネスだけを見ても、民間企業の制度対応に伴うシステム改修、番号の収集代行サービス、番号を安全に保管するサービス、番号を含む特定個人情報情報の廃棄など多岐にわたる(下図参照)。

今後は、37で示したような番号カードの公的個人認証を利用したサービスが広がっていきことが期待されており、マイナンバー関連市場は2兆円とも3兆円ともい

われている。

この新市場で存在感を示しているのが、富士通、NECなどの大手システム企業だ。マイナンバーの付番システムや中間サーバなど政府・自治体のシステムを受注する一方、民間企業のシステム改修、番号収集から管理、廃棄まで、マイナンバー制度全体をカバーするサービスを提供している。

富士通では、すでに同社のシステムを採用している企業に対しては、マイナンバーシステムを追加する形で対応し、改修コストを抑えている。「顧客のニーズに合わせて足りない部分を補えることが強み(木田順啓・マーケティング戦略室番号制度推進室長)だ。こうした民間企業向けのサービスも含めたマイナンバー関連で、2014〜16年度の3年間に約650億円の売り上げを見込んでいる。

NECは、セキュリティ対策に力を入れている。年金情報の流出以降、セキュリティの問い合わせ

参入相次ぐ新市場 年金情報流出で 思わぬ特需も

ナンバーをきっかけに新たな法人顧客を開拓しようと、さまざまな企業が参入している。

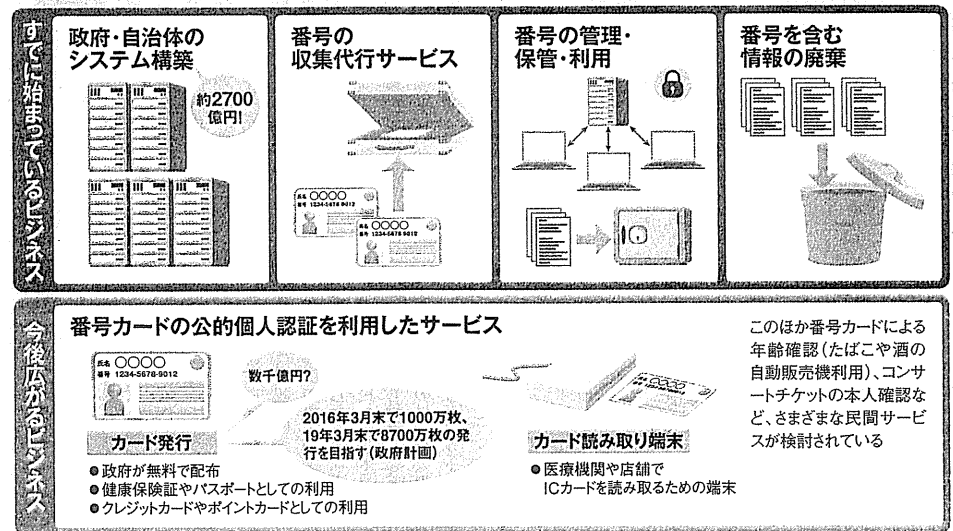
中堅・中小企業にフォーカスしてマイナンバーシステムを提供している「奉行シリーズ」などの業務パッケージを開発・販売するオービックビジネスコンサルティングだ。「企業側は、制度対応コストをなるべく安くしたいと考えている(大原泉取締役)。同社の導入コストは、社員1人当たり年間900〜1200円。本誌調査によれば、大手システム企業の10分の1以下の値段で、番号収集から廃棄までの総合サービスを享受できることになる。」

番号の収集作業で他社と差別化を図っているのが、コマカノルタビネスソリューションズ。同社のプリンター複合機で本人確認書類(60歳参照)を読み取り、クラウド上で保管する仕組みを整えた。全国にある同社の複合機設置企業のうち「5〜7割は受注したい(新野和幸上席執行役員)。

大日本印刷は、番号の安全管理が武器だ。請求書の印字やカード

特需はどこまで広がるか

マイナンバービジネスの概要



の製造など(「従来、個人情報の取り扱いは長けている(今井哲之・社会情報基盤プロジェクトリーダー)」。番号を預かって保管する部屋は、死角がないよう多数のカメラが設置され、厳重な監視体制が敷かれている。ちょっとした意外な特需もある。書類を廃棄するシュレッダーだ。61で説明するように、番号を含む特定個人情報、復元不可能な手段で廃棄されなければならない。そこで業務用シュレッダーを製造・販売するサカエは、世界最小サイズまで細断できる製品を開発した。下の写真で示したように、同社の製品で細断した紙片は、復元不可能なレベルだ。「初年度に新製品3機種で2000台は売りたい(松本弘一社長)」と意気込む。

年金情報の流出で、にわかに注目が集まっているのが、個人情報が入っているファイルを探し出すソフトだ。個人情報検出ソフトを提供するレバカには、流出事件以降、自治体などから問い合わせが殺到している。「すぐに買いたい」という所も多い(井上陽子グループリーダー)。個人情報を利用するためにエクセルやワードファイルに落とした後、放置しておく、いつの間にか拡散してしまう。定期的に散らばった個人情報を探出

Tsuyoshi Maeda



フォントサイズ10を印字した紙を細断した紙片。サカエの最新モデルは復元不可能(右)だが、一般的なシュレッダーでは復元できてしまう(左)

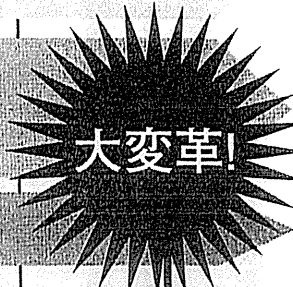
し管理することで、情報漏れのリスクを減らすことができる。

特需に沸くマイナンバー市場だが、手放しに喜べない事情もある。「民間企業にしてみれば、何のメリットもない制度の対応に、なぜこんなに金を掛けなければならないのか、という憤まんや方ない思いもある(大手システム企業)からだ。セミナーで企業側の不安を必要以上に煽ってサービスを売り付けようとする企業もある。

サービスを利用する企業は、セールストークに踊らされずに、本当に必要な対策は何なのかを冷静に考えてほしい。

マイナンバーの今後はこうなる！

2015年10月から通知カードの配布がスタートし、2016年に本格運用開始。そして2018年、制度は一挙に拡大し、民間、医療、金融分野で大変革が起こる！

2014年	2015年 10月	2016年 1月	2017年	2018年
番号法関連の 政省令の整備 ガイドライン、 市町村条例の整備	法人番号の 通知・公表	申告書・法定調書 等への法人番号の記載		
	個人番号 の通知	「社会保障分野」＝年金に関する相談・照会等への記載の作成 「税分野」＝申告書、法定調書 「災害対策分野」＝被災者台帳	健康保険・厚生年金関係書類への マイナンバー記載	
		個人番号カードの交付 (希望者のみ)		
特定個人情報保護 評価指針の作成			「情報提供等記録開示システム (マイナポータル)」の運用開始	
			特定個人情報の取り扱いに関する監視・監督	

2018年からマイナンバーの範囲が一挙に拡大する！

- ・金融機関での新規口座へのマイナンバー登録(任意)→2021年より義務化？
- ・民間分野への拡大(住宅ローンの審査書類不要、個人カスタマイズされた保険商品の販売など)
- ・医療分野への拡大(医療情報の共有など)

まず来年2016年1月から個人番号を使った年金の照会、あるいは相談などができるようになる。また、災害時の要援護者リストへの個人番号の記載も始まるだろう。

2年後の2017年1月からは、「マイナポータル」の運用がスタートする。これは、自分専用のインターネットサイトのことです。ここで自分の所得、年金情報を確認できる他、領収書など添付書類なしで確定申告ができるようになる。

また段階的にだが、同時期から児童手当、介護サービスなどを申請する際、やはり行政窓口において添付書類が不要になる。

そして3年後の2018年、ここで一挙にマイナンバー制度の利用範囲が拡大するだろう。なぜなら政府は、同年の10月をメドにマイナンバー制度の民間、医療分野への拡大を検討しているからだ。

民間分野での利用とは、たとえば住宅ローンを組む際に所得証明などの書類なしで、審査を受けられるようになると思われる。

また、医療分野においては2018年より特定健診、いわゆる「メタボ検診」の結果の個人番号での管理や、それを使った保健指導、あるいは幼少時に受けた予防接種の履歴をやはり個人番号で管理し、それを引越しの際などに各市町村に引き継ぐために利用することなどが検討されている。

さらに将来的には電子カルテを個人番号で管理するようになれば、どこの医療機関でも過去の病歴に沿った適切な治療を受けられるようになるかもしれない。これによって同時にムダな投薬などが減り、医療費抑制につながることもできるだろう。

さらに、大きく、かつ、この制度のキモとなるのが、個人番号を使った銀行口座の管理だ。実は2015年3月、まだ制度の運用も始まっていないにもかかわらず、早くも政府はマイナンバー制度拡大のための法改正案を閣議決定し、国会に提出した（衆院で可決されたが、参院では採決の当面先送りを決定）。

それによると、まずは任意となるが、金融機関における新規口座開設の際、申請用紙に個人番号の記載が求められることになる。また、まだまだ流動的な要素は多分にあるが、麻生太郎財務相が「平成33（2021）年をメドに義務化」と述べているように、マイナンバーと口座のヒモづけは強化されていくに違いない。

他にも不動産の登記簿や自動車登録の個人番号での管理、さらにはクレジットカード機能の追加などなど、お金が動くジャンルすべてにおいて、私たちの生活はマイナンバーと切っても切り離せない状況になっていくことが予想されている。

この国による資産の把握という大変革が、誰にどのような影響を及ぼすのか。これは第2章以降で詳しく論じていく。

「損」するポイント①

マイナンバー制度の本当のターゲットは誰だ？

マイナンバー制度導入の本当の目的

2016年1月から始まるマイナンバー制度は、当初は税金、年金についてのナンバーリングということになっているが、2018年からは、預貯金口座にもナンバーが振られることになっている。

当局がもつとも狙っているのは、この2018年から始まる預貯金のナンバーリングである。これは、第1章でも述べたように、現在のところ（2015年7月末）は預金者の告知は任意になっているが、義務化が検討されている。

預貯金にナンバーリングされ、預金者の告知義務が生じるようになると、国民の預貯金がすべて国家に把握されることになる。

これについて、警戒心を抱いている人も多いようである。

が、マイナンバー制度の目的は何か、誰が得をし誰が損をするのか、ということを知れぐれも冷静に考えてほしいと思う。

筆者はこれまで自分の著書（『税金を払う奴はバカ！』ビジネス社など）のなかで、日本の税制がいかに不公平で、富裕層が有利になっているのかを論じてきた。また税務当局に批判的なことも散々述べてきた。

が、今回のマイナンバー制度に関する限り、筆者は評価している。

マイナンバー制度は世の中のためになる、ということだ。

マイナンバー制度が導入される最大の目的というのは、「富裕層に対する課税強化」である。それに関しては、嘘偽りはない。

国税や財務省の官僚たちも、実は「富裕層の税金が安い」「今の日本の税制が不公平」ということは、わかっている。

そして、それを良しとしているわけではない。

多くの官僚たちは、どうにかして富裕層の課税を強化したいと考えている。が、政治がらみのさまざまな事情で、その思いとは逆のことをせざるを得なかったのである。

彼らも本音を言えば、富裕層からもっと税金を取るべきと思っているのだ。

だから、マイナンバー制度というものは、税務官僚にとっては悲願なのである。

富裕層の課税を強化する場合に、最も重要なことは、彼らの収入や資産をきっちり把握することである。あまねく公平に税金を課すには、それが一番重要なことだからだ。

しかし、富裕層の収入や資産というのは、複雑、かつ多岐にわたっていることが多い。複数の会社から報酬を得ていたり、さまざまなところに投資を行ったり、不動産収入があったりする。それを一つひとつ確認するには大変な作業を要する。現行では、それを完全にやり遂げるのは不可能なのだ。

そこで、マイナンバー制度を導入しようということになったのである。

これと逆のことをいえば、富裕層以外の層、つまり中間層以下の人たちの収入や資産というのは、非常に単純だということだ。ほとんどの人にとっての収入は、単一の会社から給料をもらっているだけであり、資産もそれほど多岐にわたっていることはない。

つまり、中間層以下の人たちの収入、資産については、今でも十分に、当局は把握できているのだ。

やはり、マイナンバー制度のターゲットというのは、間違いなく富裕層なのである。

あなたは国家に財産を把握されて困ることがありますか？

「マイナンバー制度が導入されれば、収入や財産がすべて国家に監視される」などと吹聴するマスメディアなどがある。

そう言われると、何か非常に窮屈な「監視国家」になっていくようなイメージがあるが、冷静に考えてほしい。

「あなたの財産を国家に監視されて、困ることが何かあるのだろうか？」ということである。

真面目なサラリーマン、真面目に生きている人にとって、困ることなど何もないはずである。というより、すでにサラリーマンのほとんどは、国に収入のほとんどが把握されている。ということ、その収入のなかから得る資産なども、間接的に把握されているわけである。

またもし、あなたのへそくりの銀行預金¹が国家に把握されてしまったとする。それであなたは困ることはあるだろうか？

まったくないはずだ。

はつきり言おう。

マイナンバー制度の導入で、当局が狙いを定めているのは、あなたではない。

あなたのような真面目な人が、損をしないような仕組みをつくること。それが、マイナンバー制度導入の意図なのである。

にもかかわらず、本当はマイナンバー制度で得をするはずの人たちが、マイナンバー制度に警戒感を抱いているのだ。

それが、マイナンバー制度導入の大きな弊害になってきたのである。

第1章でも触れたように、マイナンバー制度が導入される前には、「グリーンカード」や「国民総背番号制」といった類似のシステムが導入されようとしてきた。

しかし、これまではことごとく世論の反対によってつぶされてきたのである。

そして、反対してきた人というのが、実は、本当は制度導入によるメリットを享受するはずの人たちだったのである。メリットを享受できるはずなのに、その仕組みをよく知らずに、猜疑心だけを抱いて反対してきたのだ。

筆者が懸念にしている市民活動家の方などにも、「マイナンバー制度は、中間層の収入や資産を管理するのが目的であり、富裕層の課税強化にはつながらない」と言って、マイナンバー制度に反対している人もいる。

しかし、何を根拠にそのようなことを言われているのか、筆者はまったく理解できない。お

そらく、きちんとしたデータに基づいて言っているのではなく、「国のやることは信用できない」という先入観によって、このような思考に陥っているのだろう。

が、冷静にマイナンバー制度の仕組みを見ていけば、中間層で真面目に生きている人で、マイナンバー制度が導入されて困る人など一人もいないはずである。今の中間層の収入はちゃんと国に把握されているし、しかも、国家にバレて困るような資産を持っている人など、まずいはずだ。

前述したように、中間層以下の収入というのは、現在でも税務当局はほとんど把握しているのだから、彼らの収入を新たに発見しようと思ってマイナンバー制度を導入するわけでは決していない。

筆者はこのことについて声を大にしたい。

マイナンバー制度はあなたを助けるために導入されるものなのだ、と。

マイナンバー制度は防犯カメラのようなもの

マイナンバー制度の「預貯金ナンバーリング」には、反対する有識者も多い。

たとえば、日本弁護士連合会の情報問題対策委員会・坂本^{まどか}団委員長は、衆議院内閣委員会

で次のように意見陳述している。

「いくら口座にマイナンバーをひも付けても、脱税する人はその前提で手口を考えるため、悪質な脱税はなくならない。また富裕層の海外資産移転がさらにすすむだろう。結局、真面目に納税している人への徴税強化にはかならない」

しかし、これは、税務の現場についてまったく現実感のない意見だといえる。

確かに、悪質な脱税者というのは、当局に口座が把握されれば、別の方法で脱税を考えるだろう。本気になって脱税をしようと考えているものに対しては、マイナンバー制度はあまり効果がないはずである。

が、本当に悪質な脱税者というのは、実はそれほど多くはない。

世の中の脱税のほとんどは、「本気になって脱税をしよう」というものではなく、「なんか脱税できるみたいだから脱税してみよう」というタイプなのである。つまり、脱税というのは「この辺は警察があまりいないから、スピード出してもいいや」というような気持ちで行われるものが、ほとんどなのだ。

この手の脱税者に対して、マイナンバー制度は絶大な効果を発揮する。

たとえば、これまで、軽い気持ちで相続税対策のために家族名義の口座などに資産を細目に移していた人が、それをしなくなる。複数の会社から給料をもらっているのに、1社分の社会

保険料しか払っていなかった人が、きちんと支払うようになる。

そして、それだけのことで、税収はかなり違ってくるのだ。

つまり、マイナンバー制度というのは、防犯カメラのようなものである。

防犯カメラが設置されている地域、場所では犯罪は少なくなる。もちろん、時折生じる本当に凶悪な犯罪というのは、それで防げるものではない。

が、ちょっとしたイザコザや軽い犯罪などが発生するか否かは、防犯カメラがあるのとないないのでは、全然違ってくるはずだ。そして、それがあるとないのとでは、街の治安がまったく変わってくるのである。

また、先ほど紹介した日本弁護士連合会の情報問題対策委員会・坂本氏の「真面目に納税している人への徴税強化にはかならない」という言葉も、まったく実体がともなっていない。ただの言葉遊びだといえる。

前述したように、「真面目に納税している人」とっては、マイナンバー制度が導入されたからといって、何も変わらないからである。真面目に生活している人にとって、防犯カメラが設置されたからといって、生活が変わることは何もないはずだ。マイナンバー制度の導入で、新たに納税が生じる人というのは、今まで真面目に納税していなかった人なのである。

「損」するポイント②

金持ちの隠れ財産から危ないカネまで一網打尽に！

収入や資産を隠している富裕層がもつとも損をする

ここまで見てきたように、真面目に働くサラリーマンや自営業者といったごくごく一般的な国民は、マイナンバー制度などまったく恐れる必要はない。反対に真面目に納税していない人、ズルをしてきた人を一網打尽にする、これこそがこの制度最大のキモなのだ。

ではどういう人が損をするのか、それについて、これから具体的に説明していきたい。

マイナンバーで損をする人というのは、簡単にいえば

- ・多額の収入や多額の資産がある人
- ・不正な収入を得ている人

である。

何度か触れてきたが、多額の収入や資産がある人について、その収入や資産をきっちり把握したい、というのが、マイナンバー制度の最大の目的である。

富裕層というのは、収入や資産が複雑である。複数の会社から報酬を得たり、会社役員をしながら個人で事業を行ったり、投資を行ったりしていることが多々あるからだ。

そういう複雑な収入は、本人が意図して隠そうとしていなくても、税務当局が把握できていない場合もままある。そして、そういう収入の一部に税務申告漏れが生じたり、相続税資産の計上漏れが生じたりすることもよくあるのだ。

もちろん、富裕層のなかには、収入や資産をあえて隠そうとしている人もいる。収入の一部を、簿外の預貯金口座や他人名義の口座に振り込ませて、申告していなかったり、あるいは、自分の資産を家族名義の預金口座に分散したりして、相続税を逃れようとするといった具合である。

しかし、マイナンバー制度を導入することにより、富裕層のそういう「隠し資産」が明るみに出るのだ。

また、制度導入による「抑止効果」も見込まれる。

たとえば、自分の資産を家族に分散しようと思っていた人が、「どうせ税務当局に見つかる

のだからやめておこう」と考え直すといったように、悪事を未然に防げる可能性が高まるのだ。つまり、マイナンバー制度というのは、「富裕層の脱税を見つける」とともに、「富裕層の不正を防止する」という機能もあるということである。

黒いカネの流れも明らかに

マイナンバー制度導入によって、かなり損するはずなのが暴力団関係者である。

「暴力団など、税金なんて払っていないだろう」と思っている人も多いだろう。

暴力団の活動収入には2種類がある。一つは非合法の事業の収益、もう一つは下部組織からの上納金である。

非合法事業については、税務署はまずタッチできないので、ほぼ100%脱税状態といえる。税法の趣旨からいうならば、麻薬の密売で得た利益であろうが、ミカジメ料（縄張り内にある飲食店などから取る用心棒代）であろうが、収入があるならばもれなく税金を納めなくてはならない。

しかし、税務署がいきなりヤクザのところへ行って、「あなた、今年は覚醒剤の売上収入が1億円ありましたので、4000万円税金を払ってください」とはいえない。そもそも、犯罪

行為を発見することが、税務署には難しいからだ。

では上納金は課税されているのか？

答えは、限りなくノーに近い。

上納金というのは、これまで課税されたことがほとんどなかった。

なぜかというと、上納金というのは「任意団体の会費」というような扱いをされてきたのだ。「任意団体の会費」というのは、たとえば町内会の会費のようなものである。町内会の会費というのは、町内会で必要な経費を賄うために集められるものであり、課税の対象にはならない。ある団体が、会員に対して、会費を徴収した場合、その会費がその団体のために使われているのであれば、課税はできないのである。

暴力団の上納金も、税制上はそれと同じようなものとされてきたのだ。つまり、上納金による収入があっても、「それは団体のために使った」と言われれば、税金を課することができなかったのだ。

しかし暴力団の上納金が、そういう「任意団体の会費」とは違う性質のものだということは、税務当局もわかっていたことである。暴力団の上納金というのは、上層部の収入になっていたことは間違いないことであるし、税務上も「任意団体の会費」というより、「本社のロイヤリティ」のような性質があるはずなのだ。

それが、なぜ今まで暴力団の上納金には税金が課せられなかったのか、というとお金の流れがはつきりしていなかったからなのだ。

税金を課すためには、お金が誰に渡ったのか、そしてそのお金を得た者が、個人的に費消したということが判明して初めて課税をすることができる。だから、そこまで調べない限りは、暴力団の上納金に課税することはできないのだ。

たとえば、2015年6月に以下のような脱税に関するニュースが流れた。

工藤会トップら逮捕 9千万円、脱税容疑

傘下の暴力団組員から集めた上納金約2億2千万円を隠し、所得税約8800万円を脱税したとして、福岡県警は16日、所得税法違反の疑いで特定危険指定暴力団工藤会（北九州市）総裁のA容疑者、殺人罪などで起訴し、幹部4人を逮捕した。県警によると、暴力団の上納金を個人所得ととらえ、脱税で摘発するのは全国初。県警は福岡地検や国税庁と合同で組織の存続基盤である資金の流れに捜査のメスを入れ、工藤会の犯罪収益の実態解明を進める。

他に逮捕されたのは、工藤会幹部B▽工藤会系組幹部C▽同Dの3容疑者。県警は

同日、A容疑者やB容疑者の自宅など関係先を家宅捜索した。

逮捕容疑は2010年から13年までの間、工藤会が傘下の組員から運営費目的で集めた上納金のうち、A容疑者の個人所得に当たる約2億2700万円を隠し、所得税約8800万円を脱税した疑い。C容疑者は、このうちの11年～13年に脱税に関わった疑いがある。県警は4人の認否を明らかにしていない。

県警によると、B容疑者ら3人は、組織の「金庫番」としてA容疑者関連の預金口座の管理に関わっていたという。県警はこれらの預金口座などを差し押さえ、現金の出入りを福岡地検、国税当局と合同で調査。確認できた未申告分をA容疑者の個人所得と判断し、立件に踏み切った。

上納金は、飲食店などから回収したみかじめ料や覚せい剤の密売など犯罪収益が主。捜査関係者によると、工藤会は組織内の地位に基づき、組員1人から月数万円～数十万円を徴収しているとされる。（以下略）

（2015年6月16日『西日本新聞』、一部改変）

この事件は、暴力団の上納金を「収入」とみなして、それを申告していないとして、脱税で

の摘発に踏み切ったものである。

暴力団の上納金というのは、今に始まったものではない。暴力団ができた当初から上納金のようなものはあったはずで、江戸時代、やぐざ、博徒などのときからも似たようなものはあったと思われる。

が、これまでほとんど上納金には税金は課せられてこなかった。

それは先ほど述べたように、「団体の活動費に使った」と言われれば、課税できなかったからだ。

しかし、この工藤会の件は、警察と税務当局が協働して、徹底的に工藤会周辺の金の流れを洗い出し、資金の流れを解明したので、上納金を個人所得の脱税容疑で摘発することができた、ということなのだ。

マイナンバー制度が導入されれば、今回のような警察と税務当局の作業が非常に簡素化され、よりスピーディーになると考えられる。

夜の世界は絶好のターゲット

マイナンバー制度の導入、そして預貯金口座のナンバーリングによって、脱税が非常にしに

くくなる。繰り返しになるが、それが税務当局の最大の狙い目でもある。

特に脱税を常習としていた悪質な飲食店、水商売の経営者などは、大きなダメージをこうむることが予想されている。

飲食業界、水商売は、脱税が最もしやすい業界である。税務当局からは、必ずなんらかの脱税をしている、とも見られてきた。

というのは、飲食業は、脱税が成立しやすい要件をもっとも満たしているからだ。

脱税の成立しやすい要件とは、

- ・領収書の発行がいないこと
- ・客が不特定多数であること
- ・仕入と売上に厳密な関連性がないこと

である。

領収書を発行するということは、自らの収入の記録を外に発信することである。自分の収入のほとんどに領収書を発行する業種では、収入を隠すことは難しい。しかし、飲食業では、領収書を発行することはあまりないので、自分の経営する店の収入を外部に知られること

はめつたにないのだ。

また特定の客を相手に商売する業種であれば、税務署としては収入を把握しやすい。たとえば、卸売業などは顧客が限られているので、税務署は調査がしやすいのだ。

しかし、客が不特定多数であれば、税務署としては、顧客を調査することは不可能に近い。いや、実際できることはできるが、ほんの一部の対象しか調査できない。

以上の2点については、小売業全般にいえる「脱税有利条件」である。飲食店は、さらにもう一つ有利な条件を持っている。飲食店は仕入れたものを、その店で調理し変形させて販売する業態なので、仕入と売上に厳密な関連性がない。

これは、脱税をする場合、非常に有利な条件となる。他の小売業ならば、税務署が仕入の量を把握すれば、だいたいの売上が把握できる。

しかし、飲食店の場合は、仕入を把握したからといって、売上数量には、直結しないのである（概算することはできるが）。特に、仕入れたものの、何倍もの値段をつけて販売する高級料理店や水商売では、仕入れ数から売上を推測するのは困難となる。

これらの有利な要件を備えているため、飲食業界、水商売の脱税は非常に多い。

脱税の手口も、手の込んだものではなく、単純に売上を除外するものであることが多いようだ（この方法が、実はもつとも見つかりにくい）。

税務署が、飲食店、水商売の脱税を把握する有力な方法は、今のところ内偵調査で客として入り、店の収入状況を把握するという古典的な方法しかないといえる。

しかし1年中その店を監視するわけにはいかないもので、部分的な不正を見つけて、それを元に推計で脱税額を算出するしかない。その場合は、はっきりした証拠がないので、税務署としてもそう強く出られるものではない。1日分の脱税額を調べただけで、年間の脱税額を主張することは非常に難しいのだ。

が、マイナンバー制度が導入されれば、その悪弊がかなり改善されるのである。

飲食店や水商売の経営者たちも、脱税して得たお金をどこかの金融機関に預けているのが普通である。現金で保管するには不便だし、危険だからだ。そして、金融機関に保管していれば、マイナンバー制度導入によって、税務当局によって口座内容が把握される可能性が高くなる。

そのため、脱税がしにくくなるはずなのだ。

もちろん、本気で脱税しようと思う者は、現金で保管することもあるだろう。が、そこまでして脱税をする人は、実はそれほど多くはない。手間もかかるし、そのようなリスクを背負ってまで脱税のメリットがあるかといえば、そうでもないからだ。

現金で持ち歩いて誰かに盗まれたりすれば元も子もないし、普通に納税していたほうが得である。ほとんどの脱税者は、脱税がしやすい状況にいるから脱税をしてしまうのであり、脱税

がしにくくなればやらないというケースが多いのだ。

さらに悪質な大人の遊び場に迫る危機

風俗店経営者などもマイナンバー制度が導入されれば、非常に損をすることになる。

風俗業界は、飲食、水商売以上の脱税常態業種だといえる。

というのも、風俗業は、飲食、水商売よりもさらに脱税をしやすい条件を備えている。

風俗業は、飲食、水商売が持っている3つの脱税条件、つまり

- ・領収書の発行があまりいらぬこと
- ・客は不特定多数であること
- ・仕入と売上に厳密な関連性がないこと

をいずれもクリアしている。

さらに、この3つの他にも脱税をしやすい条件を持っている。

それは、「実質的な経営者が誰だか、なかなかわからない」ということである。

風俗業界には怪しい経営者が多い。そして風俗店というのは経営実態が非常に複雑で、実際に誰が経営しているのか、なかなかつかむことはできない。

その店の店員や店長でさえ、実質的な経営者が誰なのか、わからないということも稀ではないのだ。そのため、「あの店は税金を納めていない」ということがたとえわかったとしても、税務当局にしてみると誰を追及すればよいのかわからない、ということになってしまふ。

だから、税金の申告をまったくしていないという業者も珍しくないのだ。もちろん「ぼったくり風俗業者」などが、税金の申告などしていないことはいうまでもない。

また風俗というのは、経営者が代わることも多いし、改廃業も激しい業界だ。税務当局がやると経営者をつきとめたときには、店がなくなってしまうということも珍しくないのだ。

元々、収入がわかりにくい上に、その収入を得ている人が誰だかわからないという状況が生じているため、脱税を非常にしやすい状況になっているのだ。

また、風俗店に勤める従業員たちの税金も、脱税されていることが多い。

風俗店にも、従業員に対しては源泉徴収の義務がある。しかし、店自体が税金を納めていない、税務申告をしていない場合は、当然、源泉徴収をしているはずがない。

また経営者がはつきりしていて、しかも適正な税務申告をしている場合であっても、従業員

からの源泉徴収が適正になされていないケースが多い。風俗店の従業員、風俗嬢などは源泉徴収をされるのを非常に嫌がるので、店のほうもあの手この手を使って源泉徴収をしないでいいようにしているのだ。

もつともオーソドックスな方法は、風俗店の従業員の給料を、源泉徴収税のかからない額に見せかけるというものだ。源泉徴収税というのは、日雇い従業員に対しては、日給9299円まではかからないことになっている。この制度を利用して、日給が9299円以内に収まっていることにして、源泉税を徴収しないのだ。

風俗店の従業員は本来、長期のパート従業員であり、日雇い扱いにすることはできない。しかし、風俗店の従業員というのは入れ替わりが激しく、同じ店に長期間在籍する人は稀だ。そのため短期のパート勤務ということにしている、なんら不思議はなく、店側はいくらでも言い訳ができるのだ。

また風俗店の従業員で日給が9299円以内ということは、ほとんどあり得ないことだが、店側は一人に支払った報酬を複数人に支払ったことに仮装するなどして、課税を逃れていることも多いのだ。

税務当局も調査などの際に、「これは臭いなあ」と感じることも多い。しかし、風俗店の従業員というのは、居場所がすぐに不明となりがちなので、確認のしようがない。

しかし、マイナンバー制度が導入されれば、こういった状況がかなり改善される。

税務当局が、国民の銀行預金を全部把握することができれば、誰がどのくらいお金をもらっているのかが、判然としてくる。店から出ていくお金の流れがわかるようになるので、店の売上を最終的に手にする人、つまり実質的経営者が誰かということが判明しやすくなるのだ。

また従業員がすぐにやめてしまったとしても、その従業員の金融資産を税務当局が把握できるようになれば、その従業員に直接課税することができるのである。

もちろん口座を通さず現金でやりとりをしたり、あるいは現金をそのまま自宅などで保管をしたりしていれば、マイナンバー制度を導入してもあまり意味はない。

が、前にも指摘した通り、多額のお金のやりとりを現金で行うことは、非常に危険であり手間がかかる。だから、今までのうのうと脱税できていた風俗業者たちが、「脱税がやりにくくなる」という状況は、確実につくれるのである。

またパチンコ店は、脱税マネーを、経営者の家族名義、知人名義、他人名義などで保管していることも多い。これらの隠し金を発見することも、マイナンバー制度の導入により容易になるのだ。

「損」するポイント④

「自分だけは大丈夫」に待ち受ける落とし穴

複数の会社から給料をもらっている人は要注意

複数の会社から給料や報酬を得ている人がいる。

たとえば、ある会社の社員が、別の会社で顧問をしているなどというケースである。大企業の役員クラスとなると、そういうことをしている人も多い。天下り官僚なども、複数の会社に顧問クラスで籍を置いていることがよくある。

また自分で会社を経営している人が、自分の会社をいくつか分社化したり、新しい会社を興したりすることはままある。そういう場合、その経営者は、いくつかの会社の役員となることも多い。

さらには、「週末起業」で会社を興し小遣い稼ぎに余念のないサラリーマン、あるいは、水商売、肉体労働、ちょっとしたパソコン仕事など、バイトであれ何であれ、会社に所属して給

料をもらっている人もいるだろう。

このように、複数の会社から給料を得るということはよくあることだが、実はそういう人たちにとって、マイナンバー制度の導入によって、損をすることになるケースが多くなると思われる。

というのも、こうした人たちの場合、1社からの給料だけで社会保険などの手続きを行い、他の給料や報酬は、社会保険の対象外となっているパターンが多く見られるのだ。

たとえば、A社から500万円、B社から300万円、C社から200万円の報酬を得ている人がいるとする。

この人は、A社で社会保険に加入しているが、B社、C社では社会保険には加入していない。となると、この人の社会保険は、500万円の収入を元にして計算される。この人は本当は、A社、B社、C社の合計で1000万円の収入があるのに、社会保険料は500万円の収入分しか払っていないのだ。

これは、実は社会保険制度の欠陥でもある。

現在の社会保険制度は、複数の会社から給料をもらっていても、1社で社会保険に加入していれば、手続的にはそれで済んでしまう。本来、複数の会社から給料をもらっている場合は、それを合算した上で社会保険料の額を計算し、それを各会社からの報酬で按分して算出しなけ

ればならない。

が、それをスムーズに行うための仕組みが整っていないのである。だから結果として、知らず知らずのうちに「違法状態」になっている人も多いのだ。

マイナンバー制度が導入されれば、各人の報酬額が明確になるため、社会保険料のスムーズな徴収につながると考えられる。

ちなみに、複数の会社から報酬をもらっている人の税金はどうなっているのか？

税金に関していえば、社会保険に比べれば違法状態は少ないといえる。複数の会社から報酬をもらっている人には、確定申告が義務付けられており、各会社から報酬の支払い状況が、税務署に報告されているからである。

富裕層に待ち受ける「資産フライト」の思わぬトラップ

最近では、金持ちのなかには、海外に資産を持ち出して、相続税などを逃れようとする人も多い。この対策においても、マイナンバー制度は役に立つのだ。

逆にいえば、海外に資産を持ち出そうとしている人は、マイナンバー制度導入で損をするということになる。

海外というのは、国内に比べれば取引内容はもとより、財産そのものも隠しやすい。

無論、国内の取引であれば、税務署は調べようと思えば、すぐに調べられる。しかし海外となるとそうはいかない。

海外の資産を、日本の税務署が調べようとすれば、非常に煩雑な手続きを要する。租税条約を結んでいる国に対しては、お互い調査ができる取り決めになってはいるが、それをするためには一定の手続きを踏まなければならない。

また現地に赴いて調査しようにも、税務署も調査費に限りがあるので、そうそう海外に行けるものではない。

なので、金持ちは海外へと資産をフライトさせ、脱税をするようになったのだ。

しかし、マイナンバー制度を導入すれば、海外に資産を持ち出す前段階で、その人の資産を把握することができる。

たとえば、多額のお金を引き出して海外に持ち出そうとした場合、お金を引き出した時点で、税務当局は「●●氏が、預金から多額のお金を引き出した」ということを把握することができ。当然、税務当局はその人をマークすることになるし、海外持ち出しが発覚することにもつながる。

またマイナンバー制度とは別に、2013年末からは、「国外財産調書制度」もスタートし

ている。これは海外に5000万円超の資産を保有する場合、税務署に申告しなければならぬ、というものである。もし違反すれば、懲役刑もある。

さらに、2015年7月からは「出国税」も始まった。これは、1億円以上の株式などの金融資産を保有している人を対象に、国外へ移住する際に、その時点で「株式を譲渡した」と見なし、その含み益に課税するという制度のこと。もちろん狙いは、多額の資産を含み益に税金がかからない海外に移転させようとたくらむ富裕層の懐だ。

このように、マイナンバー制度で国内の財産を把握し、国外財産調書制度で海外の財産を把握し、出国税でそのフライトを水際で阻止する。つまり、マイナンバー制度と国外財産調書制度、そして出国税は、海外を使った脱税を防止する両輪といえるのだ。

ケチな会社も処罰の対象に！

ここまで見てきたような「マイナンバー」個人番号」のほかに、法人に対して振られる13ケタの「法人番号」の通知も始まる。さて、これは一体何に対する効果があるのか。まずはデータを見てみよう

実は現在、厚生年金が適用される事業所の数は、日本年金機構によると全国で約180万社

あるとされる。

一方、源泉徴収している法人の数は、厚生労働省によると250万社。つまり、その差は70万社に上る。また、年末調整を行った人の数から厚生年金の被保険者の数を引くと、690万人もの差が出るという。

この差が物語ること、それは相当数の法人が社会保険に未加盟の可能性があるということなのだ。

本来社会保険は法人、あるいは従業員5名以上の個人事務所は原則加入の義務がある。

そこで、法人番号を使って給与から所得税を源泉徴収しているのに、社会保険に加入していない法人を検索すれば、そうした不正を行っている会社を一発で突き止めることができるのだ。支払いの時効は2年間なので、もし社会保険逃れをしていたことが発覚した場合、当該法人は2年分の社会保険を支払わなければならない。前述のように、社会保険に未加入の法人数は相当数に上ると考えられるので、そこからきちんと2年間分の保険料が徴収できれば、ひっ迫している保険財政もかなり楽になるはずだ。

その一方で、もちろんそうした不正を行っている会社は、突然、多額の保険料を支払わなければならないのだから、当然、経営は急速に厳しくなるだろう。無論、普段から社員に対する福利厚生をしっかり考えていれば、こうしたことにならないことは言うまでもない。

ここまで見てきておわかりのように、「マイナンバー制度で損をする人」の「損」というのは、つまりは今まで払うべきものを払ってこなかった「ツケ」ということになる。誰だって、いつかはツケを払わなければならない。その当然の営為が、2016年1月から始まるということなのである。

マイナンバー活用の将来構想

マイナンバーは他分野への活用についても検討が進められているようですが、将来、どのような活用がされていくのでしょうか？

! 預貯金口座へのマイナンバー付番、医療分野への活用（限定的）等が現段階では予定されています。さらに、戸籍事務や旅券事務等への活用範囲は広がるものと考えられています。

特に医療分野での効果が期待されている

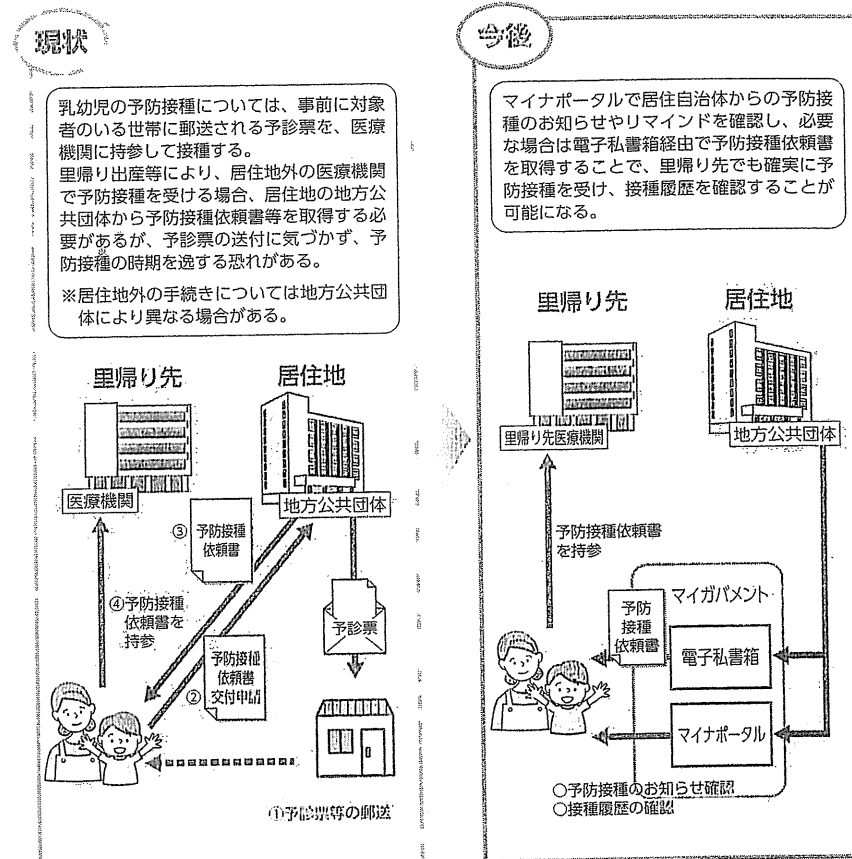
マイナンバーは、その利用目的を「税分野」「社会保障分野」「災害対策分野」と定めて利用されることになっています。

ところが、実際には他分野への活用が多方面で議論されており、特に医療の分野においては、活用効果が高い（医療費削減効果が大きい）と推測されていることから、利用範囲の充実に向けての検討が進められています。

2015年3月10日に番号法の改正案が閣議決定し、国会に提出されましたが、この改正法においては、医療分野における利用拡大が挙げられています。1人1つの番号によって、行政上の管理が横断的にされることになれば、誰が、どの時期に、どのような治療をしたのかといったデータの蓄積により、年齢や地域による疾病等の傾向が抽出でき、膨大なデータの分析によって医療への対策を講じることができると考えられています。

こうしたことが仮に実現できれば、現在、問題視されている高齢者が様々な医療機関を渡り歩き、多くの飲みきれない薬をもらおうといった重

図 サービスイメージの例 予防接種サービス（プッシュ型サービス＋電子私書箱）



出典：内閣官房「個人番号カードとマイ・ポータルに関わる最新動向について」

複受診を抑制することも可能となります。

つまり、ムダな検査や投薬を抑制することによって、医療費全体の削減につなげることもできるものと考えられているのです。

しかし、この実現には反対意見も多いことから、改正法においては一部のみの限定利用となる予定で、予防接種履歴や健康診断情報（特定健康診査・いわゆる「メタボ検診」）を転職先の健康保険組合や自治体に引き継ぐことができる程度に留まっています（上図参照）。

もちろん、こうしたことは一定の効果はあるものの、医療費抑制には

ほど遠く、今後、さらなる検討が進むものと考えられています。

なお、マスメディアにおいてしばしば報道されている健康保険証との一体化については、順次行なわれるものと考えられています。自民党IT戦略特命委員会・マイナンバー利活用小委員会による提言（2014年7月3日）によれば、2018年までには約8,700万枚普及させ、国民の3分の2が有する状態にする目標が設定されています（次ページ図参照）。

また、預貯金口座に対してのマイナンバー付番も予定されており、当初は任意として運用されるものの、やがては強制適用となる予定です。

口座番号への付番が実現すれば、ペイオフ（預金保護）の際の確認に利用できたり、資産を有しながら国民年金保険料を納付しないということができなくなる等といった社会保障制度における資力調査、さらには税務調査時における効率的な確認等が実現できると考えられています。

以上のほか、戸籍、自動車運転免許証との一元化や、学生証等との機能一元化等も検討されています。

番号法3条（144ページ参照）においては、民間利用を前提に考えられていることを読み解くことができ、また、同法附則6条（145ページ参照）においても、法律施行後3年を目処に活用のあり方を再検討することが定められていますので、今後、さらなる活用展開が期待されるところです。

ただし、将来の活用については、これまで「国民背番号制」が検討されては政治的圧力等によってなかなか実現しなかった背景を意識し、業界団体等へ刺激を与えないような配慮とも考えられますが、必ずしも「税分野」「社会保障分野」「災害対策分野」のみに将来にわたっても拘束されないことを意味するものと考えてよいのではないかと思います。

とはいえ、多くの機微な情報を1つの番号に紐付けて管理をするのは漏えい時の影響が大きいだけに慎重な議論が進められています。

⑧ 煩雑な事務手続きの負担が緩和される可能性大

さらには、このマイナンバーについては、実務上の社会保障や税の分野において、現在の運用を拡大して利用することも考えられています。

自民党IT戦略特命委員会・マイナンバー利活用小委員会 緊急提言（2014年7月3日）の概要

マイナンバー制度への期待と課題

⇒マイナンバー制度は、社会保障制度や税制、IT社会の基盤となるもの

- ・これまで実現が困難とされていた新たな制度設計が可能に
- ・より正確な所得把握等を通じて、より公平な社会保障や税の執行を実現
- ・行政機関での正確で効率的な情報管理に資する
- ・国民が官民のオンラインサービスを安心、安全に利用し、メリットを実感できる社会を実現

⇒マイナンバー制度の導入、定着、そして発展に向けて、国民の期待は大きく、すでに多額の税金が投入されており、絶対に失敗は許されない

- ・「個人番号カード」を広く国民に持ってもらわなければならない大前提
- ・仮に、個人番号カードを普及させる確実な手立てを講じられないのであれば、マイナンバー制度の施行は凍結すべき

個人番号カードの普及策

交付方法の再考

多様な申請・交付の手段を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応

多くの国民が保有するカードとの機能一元化

健康保険証機能を個人番号カードに集約。自動車運転免許証も中長期課題として検討

官民の各種カードの機能一元化

国や地方公共団体が発行するカードは順次個人番号カードに置き換え。民間事業者のICチップ空き領域利用解禁、社員証・学生証・診察券・キャッシュカード等に利用

無料交付

当面は国が全額費用負担し、無料交付。民間事業者（スポンサー）による費用負担も中長期課題として検討

健康保険証機能の個人番号カードへの集約化

- 2016年1月以降、ただちに個人番号カードを健康保険証として利用
- 健康保険証機能の個人番号カードへの集約化により、2018年度までに約8,700万枚普及（国民の約2/3が保有）

図 現行のマイナンバー法で対応可能。個人番号カードの普及効果大
図 医療機関の窓口で被保険者番号の代わりにマイナンバーを利用
図 健康保険証発行費用の縮減、顔写真の確認による成りすまし受診の防止が可能
図 現行法で想定されているレセプトへのマイナンバー記載も容易
図 大規模なシステム改修は不要
図 個人番号カードの券面の空きスペースに保険者を識別するシールを貼るなどして、加入している保険の種類がわかるようにする必要がある



出典：内閣官房「個人番号カードとマイ・ポータルに関わる最新動向について」

番号法 3 条 2 項 (基本理念)

2 個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

マイナンバーのプラスチック製のカードである「個人番号カード」には IC チップが埋め込まれることとなりますが、IC チップには様々なデータを入れることができるため、多くの業界が虎視眈々と利用拡大を狙っています。

人事労務の実務面では、従業員の採用時に単に確認をするための身分証明書としてのみ利用するのではなく、入社の手続きにおいては、カードリーダーによってデータを読み込ませ、オンライン上で従業員の入社手続きや退社手続きを行なうことも可能性としては十分に考えられるでしょう。

つまり、従業員の採用が決定すれば、個人番号カードを提示してもらうと同時にそのカードを一時的に預り、オンラインで法人番号を入力して、入社時の雇用保険や社会保険の手続きを瞬時に完了させることも可能になるのです。

現在、電子申請システムは存在するもののその活用は十分とはいえず、その利用が不十分である理由の 1 つに使い難さが挙げられます。

インターネット環境は従来と比べものにならないくらい普及し、整ってはいるものの、システムそのものの使い難さから、普及が進んでいない現状は、非効率さを招いています。

企業によっては、ハローワーク等にそのつど足を運んで事務業務を進めているところも少なくありませんが、電子申請の仕組みが使いやすくなれば、多くの企業がオンラインで瞬時に入退社手続きを完了させることができます。

そうなれば、ハローワーク等の行政機関への移動に時間がかからなくなるのみならず、交通費も不要となり、効率的に仕事を行なうことがで

番号法 附則 6 条 1 項 (検討)

政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

きるのではないかと思います。

申請時間についても、開庁時間にわざわざ合わせて足を運んでいる現在の運用は、時間的拘束性もあることから他の業務へ支障を来すこともあったことでしょう。24 時間いつでもどこでも手続きが可能ということになると、土曜日や日曜日、さらには深夜や早朝でも瞬時に処理ができるため、業務の生産性向上に役立つことにもなるでしょう。

ワンストップ・サービス

- ・原則として「税分野」「社会保障分野」「災害対策分野」のみへの利用であるが、医療への利用（一部）も予定されている。
- ・マイナンバーは民間利用を前提に法律が制定されており、将来に向けて様々な分野で利用される可能性が高い。
- ・法施行 3 年後には、更なる拡大の検討が進められる予定である。

今後の拡大分野

- 法施行後3年をめどに見直し ⇒ すでに見直しが始まっている
- 予防接種、メタボ検診情報へのマイナンバー付与⇒改正法案審議中
- 預金口座へのマイナンバー付与 ⇒ 改正法案審議中
- レセプト(診療報酬請求書)へのマイナンバー付与(平成30年度から段階的に)
⇒マイナンバーと連動した医療番号制度・電子カルテの普及
- 戸籍へのマイナンバー付与 ⇒ 戸籍法改正に向け作業中(平成30年度)
- 旅券(パスポート)へのマイナンバー付与
- 自動車登録情報へのマイナンバー付与 ⇒ 国交省検討中
- 健康保険証としての機能追加
⇒保険資格確認のためのシステム構築(平成29年7月目途)
⇒健保の登録を促進する
- 民間活用 電子証明書の利用
⇒平成28年1月以降総務大臣の認定事業者